

平成 2 7 年

## 第 2 回 忠 岡 町 議 会 定 例 会 会 議 録

開 会 平成 2 7 年 6 月 2 5 日

閉 会 平成 2 7 年 7 月 7 日

忠 岡 町 議 会

平成27年 第2回忠岡町議会定例会会議録（第1日）

平成27年6月25日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
10番 松井 秀次議員	11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	原田 毅	町長公室次長	柏原 憲一
住民部長	前田 忠嘉	健康福祉部長	萬野 義則
産業まちづくり部長 (教育委員会教育部)	藤田 裕		
部 長	長屋 孝之	理 事	土居 正幸
消 防 長	森野 博志	消防次長	山田 忠志

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
主 幹	藤原 直臣

(会議の顛末)

議長 (前田 弘議長)

皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は、議員定数12名中、11名出席でありますので、会議は成立しております。

ただいまから平成27年第2回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長 (前田 弘議長)

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長 (前田 弘議長)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

はい。

議長 (前田 弘議長)

はい。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

平成27年第2回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 一般質問

日程第5 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について (一般会計)

日程第6 報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について (介護保険特別会計)

日程第7 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて  
(町税条例等の一部改正)

日程第8 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成26年度忠岡町一般会計補正予算 (第7号))

日程第9 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成26年度忠岡町浜霊園事業特別会計補正予算 (第1号))

日程第10 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成27年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第1号))

- 日程第11 議案第33号 忠岡町公平委員会委員の選任について  
日程第12 議案第34号 忠岡町公平委員会委員の選任について  
日程第13 議案第35号 手数料条例の一部改正について  
日程第14 議案第36号 忠岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
日程第15 議案第37号 平成27年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）について  
日程第16 議案第38号 平成27年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

以上でございます。

議長（前田 弘議長）

第2回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申し出があります。

発言を許します。町長。

町長（和田 吉衛町長）

皆さん、おはようございます。ご案内のように、第2回定例議会を招集いたしましたところ、お忙しい中にもかかわらず、公私何かとお忙しい中でしょうけども、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日上程させていただいております議案につきましては、常任委員会協議会並びに全員協議会でご協議願ってきたところでございますが、よろしくご審議をお願いいたします。ご議決いただくことをお願いいたします。

さて、5月17日、ご承知のように大阪市を廃止して5つの特別区に再編する大阪都構想の賛否を問う大阪市民による住民投票は、反対票が多数を占め、橋下市長が主導した構想は否決されました。よって、大阪市は政令市として存続することになりましたことを記憶しておきたいと同時に、維新提案の内容を本町ではどう扱うか、私としての課題にもなったと思っております。

6月17日は、参議院本会議で選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げることが全会一致で決まったようであります。来年夏の参議院選挙から実現する見通しであります。18歳から兵役検査が始まることのないように願いたいものであります。

ところで、本町のクリーンセンターは、管理・運営を委託して7年目であります。10年間の長期包括管理運営事業も残すところ3年、し尿処理同様、広域化を中心に方向を決めていきたいと思っておりますが、相手あってのことです。あと3年、トラブルなくスムーズに終わってくれないかと願うばかりであります。

議員皆様方の知恵をおかりするとともに、ご指導をお願いして、私の挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（前田 弘議長）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、4番・前田長市議員、5番・是枝綾子議員を指名いたします。

議長（前田 弘議長）

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は本日より7月7日までの13日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議なしと認めます。

よって、会期は、7月7日までの13日間と決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

日程第3「諸般の報告」を行います。

監査委員 松井秀次議員より例月出納検査の結果報告の申し出がありますので、発言を許します。松井議員。

監査委員（松井 秀次議員）

例月出納検査について報告いたします。

報告申し上げますのは、平成27年5月27日に行いました内容で、帳簿等は、同年4月30日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計、水道企業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元にご配布いたしております数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員 松井秀次

議長（前田 弘議長）

これで諸般の報告を終わります。

議長（前田 弘議長）

日程第4「一般質問」を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

なお、質問時間は30分となっておりますので、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

まず初めに、三宅良矢議員の発言を許します。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

このたび初めて質問させていただきます。新人議員として、まずこのような質問の機会をお与えいただきました支援者を初めとします有権者の方に感謝いたしますとともに、それに応えるべく心して臨ませていただきますので、よろしくお願いたします。

さて、まずは通告書にあります「職員採用展開のあり方について」質問させていただきます。

昨今の社会情勢は想像以上の変化に富み、これまでの社会常識では予測し得ない状況が次々と起こっております。その社会情勢に対応すべく、職員採用は住民サービスに直結する町施策の原点と捉えても過言ではないと考えております。数十年後の社会変化に柔軟に対応し、そして町民ニーズを的確に把握する広い視野など、町として求め必要とする部分は多岐にわたると思われませんが、この複雑に入り組んだ現代社会にしっかりと対応すべく、現在どのような長期的視点に立った人材確保に努めておられますでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

近年、少子・高齢化、高度情報化、あるいは国際化などの急速な進展によりまして、社会環境は大きく変化しており、住民生活にも少なからず影響を与えており、住民のニーズも多様化しているというところでございます。このような多様化する住民ニーズに的確かつ迅速に対応し、質の高い行政サービスを提供していくために、職員の能力開発が求められているところでございます。

このような中、本町では職員の採用におきまして、議員もお感じの幅広い視点を持って社会環境の変化に対応できることを初めといたしまして、住民とともにまちづくりを進めていくことができる者を計画的に採用していくこととしておりまして、また必要に応じて実務経験を持った高度で専門的な知識、あるいは経験を有する者につきましても採用をし

てまいりたいと考えているところでございます。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ご答弁ありがとうございます。ぜひとも実務経験など、その人という部分をしっかりと見定めていただきまして、年齢等にこだわらず積極的に専門知識等を持つ有用な人物を採り入れていただくことをお願いしたいと思っております。

それを踏まえまして、次の質問に移ります。超少子高齢社会に突入している昨今、より住民目線に立脚した行政において、ふだんの暮らしの幸せを守るべくさまざまな福祉相談、または生活相談に対応するため、社会福祉士や精神保健福祉士などを初めとした国家資格の専門職の採用を積極的に推進すべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（前田 弘議長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

この件につきまして、今後、超少子高齢化社会が到来すると推測されているところでございますが、本町におきましても出生率が下がりがちで、高齢化率が上昇するという状況を推計しているところでございます。

お尋ねされています福祉関係における相談体制の充実ということでございますけれども、福祉サービス以外にもさまざまな相談の増加が想定されますので、これらの相談内容に応じまして、それぞれの専門的な資格などを持った職員が対応できるということは、本町といたしましても理想と考えているところでございます。

しかしながら、限られた職員数の中でございますので、役場全体の職員数のバランスを保ちながら、住民ニーズの変化を見据えていき、職員の採用を実施してまいりたいと考えているところでございます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅良矢議員。

7番（三宅 良矢議員）

ご答弁ありがとうございます。限られた職員数であるということ、忠岡町でしたら150人強の数やったと思います。そのことも承知しております。ただ、少し参考にまでということで知っておいていただきたいことがあります。

今年度、人口4,000人規模の北海道とよとみ町、人口6,800人規模の福島県にあります浅川町など、本当に我が町よりも小さい町でもそのような専門職採用をしております。近く10年ほど前でしたら、岬町でも社会福祉士の専門職採用をされました。そこ

に採用された方は、本町出身者でもあります。規模が、堺やほかの和泉市や岸和田などのように大きいからといって、そこ以外していないわけでもないということです。

つけ加えて申しますと、この社会福祉士さん、精神保健福祉士さんの方は、本当に住民の最前線に立って日々頑張っておられます。ただ、その多くが非常勤職員という形が多いという状況を踏まえて、今後、他町の調査も積極的に行っていただきまして、正規職員としての安定した採用を前向きな検討をいただけないでしょうか。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今いろいろとご指摘いただきましたけれども、そういった形の中で、非常勤職員に限らず正職員という形の中でもまた考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。私のほうからもまた積極的な情報提供に努めさせていただきま

すので、よろしく願います。

では、次の質問に移ります。

平時における徴税対策、虐待対応、消費者問題、空き家対策など、法的な対応の必要性は年々高まっています。それなりに迅速かつ適切に対応するため、法的対応を町で一元化できるメリットでもあります弁護士、司法書士などの法曹関係の国家資格の専門職の採用を積極的に推進していくべきであると考えますが、いかがでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

本町におきましては、現在、法的対応が必要な事例につきましては、その都度法律相談を委託している弁護士、あるいは町村長会において共同で契約をしております顧問弁護士に相談いたしまして、その対策についてご教示をいただいているところでございます。

今後も、これらの弁護士にご指導をいただきながら対応をしてまいりたいと考えておりますけれども、このような事例の発生度合いに応じまして、必要であれば弁護士あるいは司法書士などを任期付きの職員という形でも登用できないかということで検討をしてまい



りたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ご答弁ありがとうございます。今現在、日本全国で約3万人の弁護士が活躍されています。そのうち約4,000人が年収400万円以下であると、この前、国税庁が発表していました。こういった情報から読み取っても、決して弁護士やからというて大きな多額の予算をかけないと雇えないというわけではなく、本当に一般職員と雇用に関してもそう大差なくできることは可能やと思っています。また、未納欠損など、町が即時に対応できなくて回収できずに諦めていた部分や、また法律相談、消費者問題などの相談でその都度専門家に払っていた謝礼等を含めれば、そんなに高いコストではないと思っています。

私自身も弁護士さんと懇親会を持った場で、そういったことを含めても十分なり手はいると思うというような前向きな助言もいただいています。他市町村の調査も含めまして、採用するメリット、デメリットも確かにあります。それを考慮いただきまして、私のほうとしましても積極的情報提供に努めていきますので、また今後の採用展開の検討材料に加えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（前田 弘議長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

いろいろとまた教えていただくこともあろうかなと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。本町におきまして、資格があるから誰でもいいというものでもございませんので、そのあたりもよく検討してまいりたいなということでございます。よろしくお願いいたします。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。ぜひとも積極的なご検討、よろしくお願いいたします。

そして、最後の質問項目に移ります。町長の平成27年度町政施政方針の中で、「地方分権が本格化し、複雑高度化する行政課題に対応し、住民サービスにつなげていく」と述べられておりますが、これらを進めるため、これまでの設問にもありました専門職市場の調査や人件費等の積算など確かに多くの課題もあります。ただ、住民にとって頼れる人材確保に力を注ぐための町長としてのお考え、よろしくお願いいたします。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

先ほど来、公室長が答えている方向で進めていくわけですが、議員と同じように、現代社会は非常に情報も高度化し、また国際化も進んできております。こういった中で、こういった環境で住民のニーズも多様化してきていると、こういうことであります。そういう意味におきましても、質の高い住民サービスをしていくための職員を採用していくべきであろうと、こういうように思っておりますので、オールマイティーが普通になると思えますけれども、よく吟味して、いい人物を採用していくように心がけて発言をしていきたいと思っておるところでございます。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。確かに財政状況や職員等の、この忠岡の規模というものもありますので、またそれに私も認識をしっかりと持ってご質問して、こういったことを踏まえまして、今後も町に有用であると気づいたことに関しましては、本当にしっかりと提案させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

さて、次の小・中学校における社会に向けた教育のあり方についての質問事項に移らせていただきます。

時代とともに児童・生徒が社会に対して早期に教育され、期待される範囲というものは拡大しています。特に、スマホや携帯を介在することで、LINEはじめ、ネチケットだけにとどまらず、DVやストーカー行為を助長するものであることは、疑いのない事実でもあります。このようなことは、例えば学校教育におきまして、技術家庭などコンピューター教育において授業の中で知識として教えるべきであると考えますが、教育現場におきます取り組みの現状をお聞かせください。

教育委員会（長屋 孝之教育部長兼教育総務課長）

議長。

議長（前田 弘議長）

長屋部長。

教育委員会（長屋 孝之教育部長兼教育総務課長）

ご答弁させていただきます。

現在、社会におきます情報化が急速に進展しております。インターネット上の掲示板というんですか、への書き込みによる誹謗中傷とか、あるいははじめといった情報化の影の部分に対応するため、情報モラルに関する指導が学校教育においても必要であると認識を

いたしております。

各学校においては、授業などで情報教育を積極的に実施する一方、児童・生徒が適正に情報を利用するために身につけておくべき考え方や態度を学ぶ情報モラル教育を同時に進めております。

例えば、道徳では、ネット上の書き込みのすれ違いなど他者への思いやりや礼儀の問題、中学校の技術家庭におきましては、情報通信、ネットワーク上のルールやマナーの遵守、危険の回避、人権侵害の防止等について指導しているところでございます。どうぞよろしくお願いいたしたいと思っております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ご答弁ありがとうございます。確かに年々変化するという時代から、本当に月々変化するというこの時代におきまして、伝える情報量も確かに膨大な量となってきたと思います。現状、昔決めたような時間内で追いつかないことも重々承知しています。

しかし、その中でやっぱり取捨選択して、これは絶対教えないといけないということもあることも確かやと思っています。先生方の現場の苦勞のほども議員として理解すべきことでもあると思っています。

その中で、私の勝手な経験ではありますが、私が学校で教えている中で、実際にリベンジポルノの被害を受けている方の相談を受けたこともあります。スマホや便利な機械が次々出たら、子供たちが若ければ若いほどやはり次々試す、恐れを知らずというのは、これは脳神経学の観点からも具体的に実証されている結果でもあります。

ですので、それを踏まえていただきまして、次の質問にあります今後、小・中学校における特に情報モラルについての教育機会の取り組みについて、どのようにご検討いただけますでしょうか。

教育委員会（長屋 孝之教育部長兼教育総務課長）

議長。

議長（前田 弘議長）

長屋部長。

教育委員会（長屋 孝之教育部長兼教育総務課長）

今後もさまざまな教育活動を通じまして、情報モラルについての教育機会を設定し、申し上げておりますとおり、情報モラル教育を積極的に進めてまいりたいと、かように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。そのモラルの先にあるという視点を見据えて、ぜひとも被害者にならないという部分だけでなく、加害者をつくらない、そういう視点まず1点と、そして児童・生徒の親御さんに対する啓発、例えばそれを学校のお便りなどを通じて順次定期的に行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（前田 弘議長）

長屋部長。

教育委員会（長屋 孝之教育部長兼教育総務課長）

今のご意見を参考にしながら、教育現場とも一度お話しさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。それらをしっかり進めていただくためには、何よりも指導する教職員側の意識向上や、正確な知識を習得するための研修などの実施が必要やと思っています。それに加えて参加状況、またその中で先生方が気づいて、実際にこの現場で置きかえ行動した実例などを踏まえてお聞かせいただけないでしょうか。

議長（前田 弘議長）

長屋教育部長。

教育委員会（長屋 孝之教育部長兼教育総務課長）

仰せのとおり、教員の研修についてでございますが、小・中学校とも全教職員対象にコンピューターの入れかえ時に研修をいたしまして、最新の情報等につきましては、国や府の研修や指導資料等を紹介いたしまして、随時活用をお願いしているところでございます。

実例でございますが、昨年度は小学校においてソーシャルネットワーキングサービスについての授業実践の報告ということで伺っております。

以上でございます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ご答弁ありがとうございます。その中の、確かに月々変化していくような中で、最近僕も教えてもらったんですけど、LINEアプリで送る前に、「本当に送りますか」と表示が出るアプリがあるらしいです。それでクリックしたら、要はクリックして送る前に、「本当に送りますか」という表示がされるようなLINEのアプリが海外ではあるらしいんです、今。それにより7割の生徒がためらって、無用なトラブルを避けられたという実績もあるというふうな報告もあります。

昨日でしたか、NHKで今後、家庭支援を含めてチーム学校という広い幅で考えていくという報道もありました。私、議員としても一町民、子供を育てる一員として、子供たちを育て、育んでいく一員として、本当にさまざまな機会を通じて皆様方と情報提供、そして共有を図って、教育現場に対して活動していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（前田 弘議長）

長屋部長。

教育委員会（長屋 孝之教育部長兼教育総務課長）

三宅議員のおっしゃるとおり、参考にしながら、心しながら取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。そこで、質問項目に移ります。町長の平成27年度施政方針の中で、「町の将来を担う人材を育てます」とあり、小・中学校における社会に向けた教育において、情報モラルの重要性及び教職員の知識向上は、今後の町の発展や安寧に欠かすことのできないことと考えていますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（前田 弘議長）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

先ほど来、議員ご指摘のとおり、急速に情報化が進展する中、子供たちがさまざまなトラブルや犯罪に巻き込まれる事件が急増しております。このことに鑑み、小・中学校におきましては、社会の中でよりよく生き抜く力、いわゆる生きる力を子供たちに育んでいくことが重要であると認識しております。今後も引き続き教科や、また道徳、特別活動等の全ての教育活動を通じて、本町の将来を担う人材を育てるために、生きる力を育む教育を推進してまいります。

あわせて、先ほど来、話、ご指摘がございました指導する側の教職員の資質向上のため

にも、何よりも豊かな人権意識を教職員が常に持ち続けることが大切であると私は考えております。このために、府や近隣市とも連携しながら教職員研修につきましても引き続き充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ご答弁ありがとうございます。ぜひとも教育というだけでなく、本当に先ほどの報道でもありましたチーム学校というような形で、社会全体との相互関連性をもとに生きる力を、私たちも含めましてサポートしていきたいと考えていますので、何とぞよろしく願いいたします。

では、次のごみの減量の取り組みについての質問項目に移ります。

今年度、環境保全審議会委員に委嘱していただきました。忠岡町がクリアしなければいけない課題というものは、そこで尽きないということがよくわかってきました。その中で、何よりもまず思ったことが、ごみの減量化や分別活動に向けて、取り組みや啓発を今後どのように計画を持って進めていこうとされますでしょうか。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

住民部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

議員ご質問のごみの減量や分別につきましては、現在、広報及びホームページでの啓発やPRなどを通じ、広く住民に周知、ご協力願っているところでございます。また、住民や各種団体等からの要請があれば、出前講座に出向かせていただいて、またご協力願っているのが現状でございます。

今後は、食べ切りエコスタイル等のごみの抑制、一度使われた製品の再利用、不用品や廃棄物の再利用を町民に広く呼びかけ、実践してもらうことに力を注いでまいります。

また、平成26年度から出前講座等で啓発いたしましたその他プラスチックの分別においては、想像以上の分別効果を得たことから、今後は一定の成果の出ている雑紙の分別及び生ごみの水切りのほうにシフトし、ごみの減量に努めてまいりたいと考えております。

また、環境教育の一環といたしまして、教育委員会と連携した施策も検討し、進めてまいりたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ごみ減量にまず努めていただくとの力強いご回答、ありがとうございます。また、小さいころの教育に対しての取り組みに対し働きかけるとのお答えもありがとうございます。

私がある専門学校で聞いた話なんですけど、文化祭でクラス対抗で紙を1週間ほど集めて、その換金したお金をどこかの福祉施設にクラス対抗で送るという取り組みをしたみたいなんです。現場の先生方が想像する以上に集まり過ぎて、翌年から保管が難しいということで中止になったというぐらいに、まじめに学ぶという、教えて伝えるというだけでなく、そのような特別な何らかの機会を活用していただきまして、ゲーム形式で、そこでおもしろくやっていけるような仕掛けも検討材料の中に入れていただければと思います。教育委員会に対しての働きかけでも、NHKのニュース報道でありましたチーム学校という中で、こういったことも加えていけるとと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

そこで、次の質問に関連して移りますが、そのような個々別々の私が今提案したようなアイデアや情報があったとしても、例えば年間におけるごみ減量や分別活動に取り組むための実際の話し合いの場というものが余りにも少ないと思っております。そのため、現状で既存の協議会や審議会等で、例えば本当にきょうはこれを話し合わなあかんというときに、違うごみの減量や分別について提案しないといけないような、仕方ないような状況でもあるんじゃないかと思っております。今後はそういったごみ減量、ごみ分別などの検討項目をしっかりと絞った話し合いの場というものを持つべきだと思いますが、いかがでしょうか。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

住民部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

議員ご指摘のごみの減量、ごみの分別などの検討項目に絞った話し合いの場となりますと、現在、産業廃棄物減量等推進審議会となりますが、正式な審議会や協議会を開催するばかりでなく、例えばごみ座談会といった、誰もが参加でき意見や考えを出し合える場を設定し、行政、住民、事業者、それぞれの立場からごみの分別や減量について話し合いのできる場を今後は検討してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。私もかしまった審議会とか検討会を設けるよりも、直接膝を突き合わせるそのような、草の根の人間同士の忌憚ない意見を言い合える場の機会があればとほんとに思います。私もほんとにこのごみの問題に対して思うのが、行政ばかりに働きかけて、要は責任を押しつけて負わせるという一方通行の提案、陳情のこれまでのあり方ということは、やはり私の専門分野であります社会福祉の観点におきましても、真の地域福祉コミュニティの創造や構築では絶対ありません。

例えば、江戸時代の街並みです。江戸時代は、江戸幕府のころのまちというのは、世界のどこを見ても負けることなくきれいなまちがありました。それは幕府が何でもしてあげたからというわけではなくて、町民の皆さんが、そのまちの皆様が有機的な連携をしっかりと持っていたから二百何十年間なし続けていたという実績があります。そのような地域のあり方というところ、そしてそういったことをうまくしっかり回るように働きかけるのが行政の務めかなと思います。

ただ、それを進めていくために1つお願いしたいことがございます。多くの住民さんの参加がそれには必要やと思います。不可欠であります。そのため平日の昼間といった特定のそういった時間だけでなく、土・日、平日、夜間等、及び開催や啓発に対しても積極的に行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

住民部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

当然我々担当課、担当部といたしましても、土・日開催だけではなく、いわゆる住民の要請の日に合わせさせていただき、今後もさらなるごみの減量化や分別について、住民、事業者、役所という形での協議を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願ひします。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。ぜひとも前向きな実行をよろしくお願ひいたします。私も議員としてだけじゃなく、一町民としても積極的に協力させていただきます。

そこで、町長の平成27年度施政方針の中でもありました「住民一人一人が「みんなでまちを美しくする」という意識の輪が広がるよう取り組む」とありますが、前提としてみんなで徹底して話し合う場を設けることが、何よりもとっかかり、端緒であると考えますが、町長のお考えはいかがでしょうか。



議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

先ほど来、住民部長がいろいろとこれからの取り組み、今までの反省を述べておりますが、徹底して討論するという気はありません。成熟した本町であります。そんな中で、徐々にですが、資源の大切さ、また分別の思想、そういったものが前進しつつあると思いますし、美化運動も住民自身、積極的にやられております。

そういったことで、さらに消費生活と同時というテーマでこれからも担当課を中心に取組んでいきたいと思いますが、その取り組みが本町の細やかさ、こういうことを大事にしていきたいと思いますので、いろんな集会、会合で話を持っていきたいと思っておりますので、ぜひ住民の皆さん方のご参加を期待しているところでございます。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

わかりました。ほんとにこの町に生まれて、育って、変な話、そうでなくても引っ越してきてよかったと思えるまちにするためには、やはりまちが美しくあるということは何よりも必要やと思っております。今ある住民さんだけでなく、これからの新しい住民さんを含めて巻き込んでいただきたいと思っておりますので、また今後もこういった提案や協力、今後の提案も行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、本日の会議等の案内についての質問項目に移ります。議員として約2カ月の日々の中でふと気づいたことになりましたが、総務課のカウンターにあります「本日の会議等の案内」であります。置く場所を玄関ロビーに変更して、多くの方が受け取りやすい環境にしてはと考えますが、いかがでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

総務課のカウンターに置いております「本日の会議等のご案内」の用紙でございますけれども、これにつきましては住民の方々に周知するために置いているというものではありません。問い合わせなどあった場合の資料として保管しているというところでございます。

また、住民の方々への周知につきましては、1階のエレベーター前に掲示をしているというところでございまして、こちらのほうをご利用いただければありがたいなというふうに考えております。

また現在、財政健全化のために無人としております受付カウンターなどへの設置についても、その効果を考慮いたしまして、また検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

住民の方々にとっても有用な情報であると僕は思っていますので、今後は積極的に、エレベーター前や受付だけでなく、できましたら3カ所ありますメインの庁舎の入り口等にも、できるだけ多くの人目に触れる場所に設置なり、ちょっと張りつけていただくようなご検討をいただけないでしょうか。

議長（前田 弘議長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

その点も含めて検討をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。ぜひとも今後よろしくお願ひします。

その資料の中身についてなんですが、会議等の一覧に、できましたら一般の住民さんの「参加（傍聴）可・不可・条件つき可」などの記載の部分の設けて、できるだけ多くの人が見て、聞いて、かかわっていただける環境づくりになればと思いますが、いかがでしょうか。

議長（前田 弘議長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

ただいまの用紙についてでございますけれども、傍聴につきましての記載について、今後、用紙に書き加えられる部分が非常に少ないかなと思うんですが、そのあたりは工夫しまして、住民皆様への情報提供という形の中で掲載をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございました。私も議員としてできるだけ多くの方に見ていただけるほうが身が引き締まりますし、またさまざまな議会等を通じて、議員としての資質・能力向上を目指して、私自身がほんとに忠岡町に還元できるように努めてまいりますので、より多くの公開に向けての行動のほど、よろしく願いいたします。

これをもちまして、私、三宅良矢議員としての初の一般質問を終わります。まだまだ新人であります。学ばないといけないところだらけやと思っています。でも、これも私たちの子孫に勇気と誇りを与えるという使命を肝に銘じて進めていきますので、職員の方々を初めといたしまして、先輩諸氏、議員の先生の方々、そして何よりも住民の方々の忌憚なきご支援、ご声援、ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（前田 弘議長）

以上で、三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

次に、北村孝議員の発言を許します。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

公明党の北村でございます。通告どおり質問をさせていただきます。

まず、空き家対策についてであります。放置された空き家の撤去や活用を促す空き家対策特別措置法が、5月26日に完全施行されました。管理が不十分な空き家は、景観の悪化だけでなく、ごみの不法投棄や不審者の侵入、放火や地震による倒壊など、地域に及ぼす影響が大きい。総務省の調査によれば、全国の空き家は毎年のようにふえ続け、2010年時点ではありますが、総住宅数の13.5%に当たる820万戸に上っていると。このため400を超す自治体が空き家の解体や適正管理を進める条例を制定し、対策に乗り出している。しかし、所有者の把握や撤去費用など、自治体の対応だけでは限界があるのが実情であります。

特措法は、市区町村が固定資産税の納税情報を活用し、所有者を把握しやすくしたほか、倒壊の危険などある特定空き家への立入調査や、所有者に対して撤去、修繕を促す指導、勧告、命令ができるようになりました。所有者が勧告や命令に従わなければ、行政代執行として強制的に解体することも可能になり、法整備によって市区町村が対策に乗り出しやすくなり、本町においても特措法をあらゆる視点から活用し、対策を進めてもらいたいと思いますが、担当課の答弁を求めます。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の空き家対策についての本町の取り組みについてでございますが、議員仰せのとおり、空き家が適正に管理されていないために倒壊のおそれ、建築部材の飛散、害虫などの発生、雑草の繁茂など、住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしておりまして、社会問題となっております。

そのようなことから、議員先ほど申されましたように、空き家対策特別措置法が5月26日に完全施行され、その中で市町村長は法律で規定する限度において、空き家等への調査、空き家等の所有者等を把握するための固定資産税情報の内部利用等が可能となり、また空き家等に関するデータベースの整備を行うよう努力することとされております。また、特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るための必要な指針も、同日5月26日に国から示されたところでございます。

今後につきましては、この指針の内容を精査いたしまして、また近隣市町の状況も勘案しながら、今後の取り組みについて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

法律ができて、一步も二歩も前進というところであります。しかし、私自身も法律で何でも縛ってしまえというような気持ちも持っておりません。しかしながら、現実的にそういった特定空き家で不安を抱えているお家もいらっしゃいます。

昨年ですか、私も相談を受けまして、南3丁目に当たるんですね、町長もよくご存じで直接お話も聞いておられます。ここは本当に特定空き家に値する何十年も、またメイン道路に沿ったところに長い間放置されていたと。所有者の方も高齢でありまして、また本町に在住しておりませんでして、私も当時の担当課とその所有者の方のお家までも訪問させていただき、またその方の資産を管理されている不動産屋も職員の皆さんと訪問させていただいて、何とか会わせていただくようお願いしましたが、それが現実とならず、所有者も体調が悪いということで、かなりご高齢でしたので、それもかないませんでした。

しかしながら、その近隣に住んでいらっしゃる方が、風が吹けば、そしてまた地震が起こればというような、ましてや南海トラフ、また東南海地震のこういったことの報道もされている中で、非常にやっぱり何十年も不安を覚える中で生活をされていたということが

現実でありました。しかしながら、私もその都度その都度職員の皆さんに申し入れをしまして、そしてまた職員の皆さんも非常に努力していただいて、その方々のいわゆる親族の方を見つけていただき、昨年8月にきれいに所有者の費用で整備されました。非常に近隣の方は喜んでいらっしゃいますし、景観的にも非常によくなったと、こういうように思っていて、職員の皆さんの努力に非常に感謝しているところであります。

そこで、今申しましたように、空き家の所有者の中には遠隔地に住んでいるなど、さまざまな事情で空き家の維持管理や処分・活用の方法に悩む人もいます。空き家を減らすためにも、こうした人たちの相談や、周辺住民の苦情に応える体制を整備する必要があるのではないかと、このように思いますが、担当課のご答弁を求めます。

議長（前田 弘議長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ただいまご質問の相談窓口につきましては、この法律の施行に伴いまして、空き家特別措置法全般に関する事、また家屋の老朽化による倒壊のおそれのあるものにつきましては、窓口を建設課に、家屋の老朽化により害虫等が発生したり、動物等が住みついているものや、草木の繁茂が著しいものにつきましては生活環境課に、門扉や玄関扉が施錠されていないなど火災予防上不安のあるものについては消防本部を相談窓口とさせていただいたところがございますので、今後また相談いただければと思っております。よろしく申し上げます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

これまでも空き家の中に草が生えて、どうしても敷地内で近所の方が入って対応できないということもあって、私も原課で対応をお願いしたいということで、所有者を把握されて、対応していただいているところであります。引き続きよろしく申し上げます。

そこで、この5月26日に完全施行されました特別措置法ですけども、空き家対策特別措置法、参考のために空き家と特定空き家とありますよね。私もある程度わかっているつもりではありますが、確認のために空き家と特定空き家とどう違うのか。それと、一戸建ても集合住宅も同じ扱いなのか、この辺についてちょっと教えていただけますか。

議長（前田 弘議長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の空き家等と特定空き家等との違いについてでございますが、特措法によります

と、空き家等とは建築物またはこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの、及びその敷地ということ定義をされております。また、特定空き家等とは、そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態や、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、そのほか周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家と定義をされております。

また、国の指針によります特定空き家等と判断をする基準といたしまして、建物が20%以上傾いている状態、屋根、外壁等が脱落し、飛散するおそれのある状態、多数の窓ガラスが割れたまま放置されている状態、多数のネズミ、ハエ、蚊等が発生している状態や、木や草などが建物全体を覆っている状態などが複数見受けられる建物について、総合的に判断することとされております。

それと、この法律については、一戸建て住宅のみの対応ということで聞いております。よろしく願いいたします。

議長（前田 弘議長）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ありがとうございます。ちょっと質問が1点抜けたんですが、町でこの空き家、また特定空き家という数は把握されていますでしょうか。

議長（前田 弘議長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の本町での空き家状況の把握についてでございますが、現在のところ把握はできておりません。先ほど申し上げましたように、法律では空き家の所在や所有者の調査等によりまして、空き家として把握した建築物等につきましてデータベース化の整備に努めるように規定をされております。

全体的には把握はしてございませんが、現在までに苦情や現地調査で把握をしている空き家が約10棟、先ほど議員おっしゃられました空き家が約10棟ございますが、今後につきましては役場内の関係課とも連携を図りながら、町全域での実態の把握に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（前田 弘議長）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ありがとうございます。質問の中で、やっぱり費用の面でこれまでもなかなか手がつけられないということも1つの原因でありました。

今回の措置法の完全施行によりまして、国や都道府県が対策のための費用を補助する仕

組みを規定したとも聞いておりますので、引き続き事の対応に当たっていただきたい。特にわずかな地震、揺れ、風で、いわゆる先ほど申しました東南海地震等もございます。そういったことで避難経路の妨げになって、二次被害と言ったらいいんでしょうか、そういったことのないように十分今後も事の対応に当たっていただきたいということで、次の質問に移らせていただきます。

学校給食についてであります。2012年12月、食物アレルギーのある小学生が給食後に死亡するというショッキングな事故が起きたことはご存じであると思えます。再発防止に向け、文科省では昨年3月、有識者会議の最終報告が取りまとめられ、2008年に文科省が監修して発行された「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づく対応が、学校現場で徹底されていないのが実情と指摘されました。学校の組織的な対応が不十分である点などを言及した。

これを踏まえ、文科省などは昨年度、学校給食における食物アレルギー対応指針、ガイドライン要約版、研修用DVDなどわかりやすい資料を作成し、学校現場におけるアレルギー対応を周知徹底するための講習会も、従来の年6回から10回にふやしたことも聞いております。

ことし3月に公表された対応指針は、教育委員会や学校、調理場がマニュアルなどを策定する際の参考資料として基本的な考え方や留意点を具体的に示したものである。同指針では、対応の大原則として安全性を最優先に、食物アレルギーのある児童・生徒にも給食を提供、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）が原則、複雑な対応はしないなどの点を提示した。また、校長を委員長とする食物アレルギー対応委員会などによる組織的な対応を要請、学校での対応を求める児童・生徒については、ガイドラインに基づき、医師が診断結果や学校生活での留意点などを記入する学校生活管理指導表の提出を必須とすることを求めています。

本町での対応は、安全は確保されていますか。担当部長の答弁をお願いします。

議長（前田 弘議長）

長屋教育部長。

教育委員会（長屋 孝之教育部長兼教育総務課長）

議員お尋ねの学校給食での食物アレルギーの対応における安全確保がされているかというお尋ねでございます。食物アレルギー疾患のある児童・生徒の安全を確保するために、学校と保護者との間で円滑な意思疎通を行い、個々の児童・生徒の詳細な情報をまず把握することが最も重要であると認識をいたしております。

で、教育委員会といたしましては、学校生活管理指導表を保護者から学校に提出していただきまして、それを活用したアレルギー疾患のある児童・生徒の詳細な実態をまず把握し、学校と保護者が相談した上、除去食を提供し、安全確保に現在努めておるところでございます。

また、各学校においては、保護者対象の入学説明会におきまして、学校給食における食物アレルギー対応について説明をしていただいて、学校現場でしていただいているところでございます。

なお、ホームページ上にも、このアレルギー疾患を有する児童・生徒の対応についてというところで、先ほど申しました指導表を掲載しながら、仕組みがわかるようになっております。中学校におきましても、2学期から始まる予定でございますが、これにつきましても去る6月5日付で給食におきます食物アレルギー調査を現在実施しておるところでございます。

それから、やはり現場を預かる教職員の研修も非常に大事なところございまして、教職員が学校給食を含む教育活動の中で、子供たちの命にもかかわることから、教職員対象の研修を実施しながら、食に関する教育の推進とともに、アレルギーに対する教職員の認識を現在高めておるというところでございますので、どうぞご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

取り組んでいただいているようです。ちなみに現在両小学校、中学校は2学期からですから、両小学校でその対象、食物アレルギーの申請といいますか、そういった児童は何人いらっしゃるのか。また、これまでも大きく体調が崩れたというような事故も聞いておりませんし、そのような現状と、それと私らの場合はそういうアレルギーというのは余り目にしないですけど、今花粉症もアレルギーの1つで、便利になれば、道も舗装もされて、昔は土のところが多くて、そういう花粉1つにしても舞うことがなく、住みやすくなればいろんなことが起こってくるのかなということもありますし、生活習慣病の1つでもあるのかなと思ったりもしますけども、冒頭に申しました児童が亡くなるというようなこともありますので、行政としては非常にいろんな情報を得て、危機管理といいますか、そういったことに取り組んでいくことは非常にご苦労があるかなと思います。

要らん話になりましたけども、その両小学校での児童、何人いらっしゃるのか。また、これまでに体調不良を訴えた児童はいなかったのか、その辺ちょっと教えていただけますか。

教育委員会（長屋 孝之教育部長兼教育総務課長）

議長。

議長（前田 弘議長）

長屋教育部長。



教育委員会（長屋 孝之教育部長兼教育総務課長）

6月現在でございますが、除去食対応で14名の方がおられます。

3番（北村 孝議員）

両方ですか。

教育委員会（長屋 孝之教育部長兼教育総務課長）

忠岡小学校6名、東小学校は8名でございます。以上でございます。

ただ、先ほどおっしゃられました今まで体調云々という話は、今まではないということでご認識のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

3番（北村 孝議員）

はい。

議長（前田 弘議長）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

しっかり、口にするものですから、よろしくお願ひいたします。

それと、次の質問、良質な食材の提供をされよということで、最近ちょっと耳にしたんですけども、我が両小学校の給食、幼稚園もあるでしょうけども、当然食材を仕入れて、学校内で調理されているということですよ。その食材が、まあまあ時期的なものもあるんでしょうか、どうも見た目がよくないというようなことも少し耳にしまして、これは当然調理される段階で加熱もし、十分なあれもして、そういういろんなことになるようなこともないでしょうけども、やはり発育盛りの子供さんの口に入るわけですから、やはり良質な食材を提供していただきたいと。

また、これの管理といいますか、当然学校には栄養士さん、町内では忠岡町では栄養教諭になるんでしょうかね、この方が当然見ていらっしゃるでしょうけども、その辺も悪いというのものもあることも事実らしいです。それが町のほうに声が届いているのか。学校園でもみ消すと言ったらおかしいですけど、そのまま置かれて、調理して加熱するから、まあまあ大丈夫であろうという、その辺のそれは許容範囲であるというようなことであれされてるのか。引き続きこの辺についてももしっかり取り組んでいていただきたいですし、これを仕入れているのは委託されている業者が仕入れているのか、また町が町内の業者の育成ということもありますから、その辺のことで町内の業者で仕入れているのか、その辺ちょっと参考のためにお聞かせください。

議長（前田 弘議長）

長屋教育部長。

教育委員会（長屋 孝之教育部長兼教育総務課長）

仰せのとおり、良質な食材を提供せよと、これは当然のことでございます。現在、小学校におきましては、全ての食材の納品の際に調理員が検収に立ち会いまして、温度を計測

しながら、また良質な食材の提供に現在確認をしております。これは調理等の作業等の基準に基づきまして、きちっとやっていただいているということでございます。それから、もちろん当然、調理員また栄養教諭との連携も深めながら進めております。

それから、今後2学期から中学校の給食を進めるわけなんですけども、これにつきましても今の申しあげました基準に基づきまして安全に万全を期していきたい、かように思っております。

それから、食材等の云々でございますが、学校給食会からの食品のお願いというところでございますので、ひとつご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（前田 弘議長）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

当然、学校では生ものというか、そういうサラダ系というのは余り出さないんですかね。一応そういったものも軽く熱消毒するとか、そういうことをされてるんでしょうか。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（前田 弘議長）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

今お尋ねの生ですけども、やはり感覚的には生なんですけども、ただコールスローというような形で一度湯通しをしていたりとか、そういう形で対応させていただいております。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

しっかりと、先ほど部長のほうからもありましたように、この2学期から中学校も給食が始まります。給食棟も既に建っておりますし、そういったこともありますので、しっかり事故のないように引き続き取り組んでいただきたいと思います、こう思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（前田 弘議長）

以上で、北村 孝議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合によりまして暫時休憩をいたします。

午前11時10分より再開をいたします。

（「午前11時04分」休憩）

議長（前田 弘議長）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午前11時10分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前田 弘議長）

次に、杉原健士議員の発言を許します。

1番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1番（杉原 健士議員）

1番、呈祥会の杉原でございます。私ども誠政会は、今回、和田先生を迎え入れまして、会派名も呈祥会と変わり、代表は和田先生、3名の共産党と同人数の3人という会派に生まれ変わりました。

今回、発言はお久しぶりですが、きょうはたくさんの傍聴がお見えになっております。これは三宅君が初当選して人気があるから来ているのか、また我々がいつも発言せえへんから、ぼちぼち住民の皆様がお叱りに来ているのかと、不安がいっぱいです。

たまたま1番三宅君、2番北村先生、3番私と、生まれ育った生帰の議員が3人も続くというのも、またこれも何かのご縁かなと思うところでございます。そしてまた、4番、5番と会派代表の和田先生、高迫先生、生帰ご在住の先生ばかりです。

先般、朝日新聞に、僕は朝日新聞は大嫌いなんです、「大阪府下の世襲議員33市町、72名」と書いておりました。新聞を見るのは苦手になってきまして、特に朝日新聞なんか見ませんが、支援者の方からLINEが飛んできて、「載っているぞ」ということで、括弧書きで大きく書いているところだけを先に読ませていただきました。「親よりよい仕事を云々」「出発点が違う」「平等性に疑問も」などなど、中身は朝日新聞丸出しの世襲はだめだという内容でした。

そして、支援者の答えは、意外と少ないなどの答えでした。なぜか。国会議員の世襲が多いからです。我々地方議員は給料も少なく、議員の資質を問われるというよりも、世襲議員の多い国会議員を問うべきだと思います。我が18区も2人も国会議員がいます。そして、今の選挙法でいけば、2番の人が通るといようなことはおかしい選挙制度だと、私個人的には思っている次第でございます。

そして、家族ですね。家族の答えもまた、うちの長男が「意外や、意外。少ないですね」といような答えでした。近隣の数字、全市町村の数字が載っているんですけども、近隣で言いますと、和泉市0、高石0、岸和田1、泉佐野1、泉南1、貝塚1、忠岡

1、岬0、田尻が2。この田尻町の2というのは、今回、新人さんが出て、プラス1で2になりました。忠岡は、藤野議員がご勇退いたしましたので、私1名ということになります。

そういう中で、久しぶりに三宅君のように元気はつらつと質問をしたいところですが、私も38歳初当選のときには、三宅君のようにうまいこと質問することができませんでした。三宅君とこの一般質問の議会が始まる前にちょっとお話をしたんですけれども、「何でおまえ、1番やったんや」と言うたら、ルールもわかってなかったと思うんです。一番に提出したら1番になるので、ところが1番で、30分ぎりぎり質問したということに、私はここで地元議員として敬意を表したいところでございます。

それでは、張り切って杉原も頑張っていきますので、ご質問に答えていただきます。

まず、通告どおりの入札のあり方、事務改善についてでございます。公室長にお尋ねします。これは私、忠岡町5名の議員も加盟しております南大阪促進議員連盟、堺以南、北は堺市、南は岬町まで有志でつくっている歴史のある会でございます。平均しますと、保守系議員団の集まりです。年に一度、国会陳情。そして、続きまして7月に東京陳情。8月は府要望に参ります。ことしは、我々改選期でございましたので、時間の都合上、国陳情と府要望はなかなかまとまりがついていませんが、私個人的には大阪府に対しましては、本町のクリーンセンターのことをぶつけていく予定でございます。

きょうは、クリーンセンターの話はいたしません。というのも、久しぶりに委員会付託ということで、私はその委員会にも入っておりません。委員会の皆様方の正当なご判断を期待いたします。

その南大阪の余談を言わせていただきましたのも、この抜粋してきました岸和田市建設工事指名業者等等級格付基準要領というのが、これはA4のやつをA3にくっつけて、これで約10枚ぐらいあるんですけれども、まず公室長、こういうのは忠岡町はお持ちでしょうか。

議長（前田 弘議長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

格付につきましては、現在、本町の場合、格付というのは行っていないところでございまして、町内事業者あるいは町外の事業者と区分をしているところでございます。

1番（杉原 健士議員）

はい。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1番（杉原 健士議員）

ということは、このような10枚ということは20ページぐらいのもののような、ちゃ

んとした、多分これね、同僚議員、岸和田の議員から抜粋してきてもらったんですけど、こういう書類はないということですか。中身はまた休憩時間に見といてください。ちゃんときっちりと入っていますのでね。あるかないか。

議長（前田 弘議長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

中身につまして、後ほどちょっと確認させていただきたいというふうに思います。

1 番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

この中身は、全部しゃべると時間の30分というのはすぐに超過いたしますので、粗々言わしていただきますと、格付一覧表というのがありまして、これは1枚目は当然要領ですからルールですね。ルールが2ページと、格付一覧表というのがありまして、土木A1、A2、a2、B、C、D、E、この下の小さいところが、（優良業者、平成27年4月21日更新）という格付一覧表が、1ページ、2ページ、3ページと続いております。

そして、等級区分に対応する発表標準金額表とあって、私ら議員ですから審議するだけですからわかりませんが、かなり克明に書いております。それがまた1ページ、2ページ、3ページとなっておりますね。

このページは後で言います。それと、次にこれがまた重要なところなんですね。降格基準、昇格基準、細かな数字で書いています。何かやったら、下手まくったら落とされるとかいう基準表です。それが1ページ、2ページ。裏に3ページと続くわけですね。

これはですね、ルールが変わっていくたびに年度が変わっている、要領の条ずれか何かですね。平成25年まで施行するとかいうようなことで書いているんで、ざっと言うて、これは絶えず住民の皆さん、市民の皆さんに安心・安全なまちという、公平・公正なための書類なんです。これが、全て岸和田市がこれによって入札の基準等々をやっておるわけなんです。

これが先ほど言われているように、あるのかないのかというのは、ちょっと今僕も聞き取りにくかったんですけど、ありますか。

議長（前田 弘議長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今申されましたとおり、本町にも請負業者指名基準というものがございまして、その中で設計金額が、工事であれば1億円以上であれば町内業者及び町外業者、1億円未満であ

れば町内業者と。また、その競争に参加する会社の数につきましても、決定したというところの書類は当然あるというところがございます。

1 番（杉原 健士議員）

はい。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

一応あるということですね。それで、僕は担当課のところに行きました。こんだけです。3枚です。今述べたやつは、抜粋して岸和田の議員さんにもろたやつがこれだけあります。忠岡町はこれだけしかないんですね。これ以上ないんです。担当課に「業者名を書いたやつ出さんかい」、「ありません」と答えました。これで指名業者を選定してですよ、忠岡町の住民の安心・安全なまちづくりができるとは私は全然思いませんが、本当はないんですか。これは出すのが嫌やからこれだけなんですか。本当はこれだけですか。最後に言います。

議長（前田 弘議長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

そのとおり、その数枚でございます。本町の場合、町内の事業者、工事に関しましては十数社でございますので、その中のランクづけというのは今のところ行っていないというところがございます。

1 番（杉原 健士議員）

はい。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

逃げの答弁ばかりで、もう話を終わっておきます。私もほかの質問もしたいので、そういう指名のルールはこんなもんだなあというような感じです。

それと、通告でいくと、指名業者の選定及び透明性の確保という形で、いつも共産党さんが事前公表せえとか、いろいろ言っていますけれども、私も総務大臣と国土交通大臣のこの抜粋した10枚物、これの基準の答弁をしたそうに答弁者が言うてるんですけども、なぜ公表しないのかというところの観点からですね。それは非常に指名も不透明でやりたいという中で、数字ぐらい表へ先に出したらええんと違うんかという不満は、住民の方々も十分わかっているし、指名業者が少ないからというて、こんなぺらぺらの3枚物でいけるんかという。そして、数字はというたら、今公室長がお答えしたように、1億円以下とかいうような、何かきれい言葉を言うてますけれども、岸和田市はそんな大きな数字

は出てきません。ここには出てきません。

先ほどページを抜かしました。一般建設業と特定建設業の違いはというものです。こういうのがやっぱりきょうび、ネットで出てくるんです。一般建設業と特定建設業の違いを教えてください。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

一般建設業、特定建設業というところがございますが、違いは多々あるかと思うんですが、大きなところで申しますと、特定建設業の許可につきましては、建築工事で4, 500万円以上、土木工事で3, 000万円以上の場合、下請工事に出すことができる、ということがございます。

1 番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

先ほど言うた忠岡町の数字は何ほ未満ですか。

議長（前田 弘議長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

本町の定める1億円以下でございます。

1 番（杉原 健士議員）

はい。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

大体これは、今も数字で明確になりましたように、岸和田はこれだけ細かくやってるんですよ。1億円未満ということは、9, 999万9, 999円までが1億円未満ということは、特定の業者に偏るわけなんです。そやけど、本当の意味の特定建設業というのは、これもなかなかいろいろ法律的に難しいんです。こういうルールを使えば、もっと事細かに指名業者を選定できるのと違いますか。指をくわえて待ってるような業者、いっぱいおると違いますか。どうでしょう。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

本町におきましては、町内事業者の育成というところを過去からずっと来ているわけでございまして、今1億円以下というところで定めているというところなんです。この額の範囲であれば下請に出さずに施工ができるのではないかなという町の判断でございませぬ。

1番（杉原 健士議員）

はい。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1番（杉原 健士議員）

下請に出さずということですね。わかりました。これはまた議事録に残りますので余り突っ込みませぬけれども、業者が少ないということは下請業者も少ないというのが、今明らかになったように思います。

それで、事前公表しないとか、入札制度を変えないとかいう問題ですけれども、なぜそのぐらいやっかみになって変えてくれないのか。変えたら、もっと透明性が明らかになると違うのかなと思ってるんですけども、その辺についてはどうですか。今後、変える気はないんですか。このままずっといくんですか。

議長（前田 弘議長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今おっしゃられた事前公表につきましては、以前にもご質問をいただいているというところでございませぬ。現在の事後公表の考え方について、昨年10月に大阪府へ出向きまして伺ってきたというところでございませぬ。回答はまた同じことになろうかなと思いますけれども、大阪府においても、最低制限価格等につきましては、その事前公表によって当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札が増加すると。そういう結果、適切な積算を行わずに入札を行った業者が受注する、そういう事態が生じるなど業者の真の技術力、あるいは経営力による競争を損ねる弊害が生じることがございませぬ。

議長（前田 弘議長）

公室長、終わりですか。まだあるんですか。

町長公室（原田 毅公室長）

また、先ほど議員おっしゃったとおり、国からの通知もございまして、今から逆行する



ことはお勧めはしませんという指導がございましたので、本町といたしましても、今のところ事後の公表で実施をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

1 番（杉原 健士議員）

はい。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

今のような答弁が続く限り、我々は質問したくないわけなんですよ。いつも共産党がええ答えもらわれへんから、共産党さんは毎回のように言うわけ。僕もそしたら言おうかいなと思ったら、言うたら言うたで同じ答えしか返ってきません。それがおかしいんやなと思うんですよね。それがここに書いてるやつをですね、僕は国語力がないんかもわかりませんが、今しゃべっていることで、今これだけの文面を皆しゃべってまっせ。それで、うちの3枚よりも、今の答弁の文言のほうが多いのと違うか。これを変えろ、これにせえと言うてるわけやな。

これ、三宅君も言うてましたけど、やっぱり特別職、専門職、そういうふうな方をしっかりと現場にはいつくばってやってもらわんと、そんな通り一遍の答弁なんかよろしいんです。1回ぐらいやってくれというのが私の答えなんです。予定価格、最低価格を公表してもらおう。それで、ガラガラポンがだめだ、国の方針でこうだから、じゃないんですよ。積算をできる職員を置いて、ちゃんと建設基準等々、土木基準等々わかるような、有能な土木、一級建築士とか建設1級、ようけ新しい新人の大学生を入れてるのに、そういう人はおらないんですか。どうですか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

なかなか職員の採用について、今のところ専門的な部分である程度採りたいなというところはございますけれども、今の段階で一級建築士であるとか、そういった資格のある者というのはなかなか採用しにくいところでございます。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

それは要するに片手落ちやと私は思います。やっぱりどこそこの大きなところはね、しっかりそういう人、置いてますよ。お任せではあきません。コンサル任せではだめです。何回も岸和田市のことを言うて悪いんですけどね、こんなルールをつくってですよ、ネッ

トでまだこんなん流してるんですよ、ちゃんと。こういう建設コンサルタント業務における指名通知、入札に関する注意事項等々いろいろ書いてね。指名通知についてとか、中身を余り見てみせんけれども、ええ内容のことを書いてるからネットに流れていると思うんですけれども、これだけでも3ページ。

今、岸和田市の入札ルール、知ってますか。

議長（前田 弘議長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今ちょっと、岸和田市のルールと申されまして、そのルールがどういったものなのか、ちょっと今どの点なのかよくわからないところでございますけれども、当然のことながら設計をして入札にかけていくと、そのあたりは当然変わらないわけでございます、ちょっとお答えがしにくいところでございますが。

1番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1番（杉原 健士議員）

議長、言うときますわ。2番の質問、河川公園の除草についてしゃべりたかったんですけど、なかなかええ答弁が返ってきませんので、次回に持ち越すということで、これは取り下げてよろしいですか。

議長（前田 弘議長）

はい、わかりました。

1番（杉原 健士議員）

もう7分しかない。ちょっとまじな答弁くださいよ。岸和田市の入札は、事前に公表、数字を発表しません。入札会場に入って、その日に発表です。入札書を配られて、そこで金額を書く。いわゆるそれまでの選定委員会で選ばれたこういうルールにのっとった正々堂々とした会社が来て、開かれた入札室ですよ、その中で数字を決めて、予定価格と最低価格を書く。それまで数字も入れらんと、これほど公平な入札制度はないでしょうか。原田さん、岸和田に住んでるんやさかい、このぐらいわかってくれてもらわな困りますよ。どうですか、これに答えたんですか。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

まことに申しわけございません。ちょっとその入札会場に入ってから発表とか、そういった部分については、まことに申しわけございませんが、認識しておりませんでした。

1 番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

それで、先ほどから言っている総務省と国土交通大臣のこれのほうでいろんなのがあるんですよ。ルールが。入札監視委員会というのが出てきたんですよ。「入札監視委員会等の第三者機関の設置運営について明確に定め、これを公表するとともに、その活動状況に関する必要な資料を公表するなど透明性の確保を図ること」とあるが、本町ではどのように透明性を図っているんですか。答えられますか。入札監視委員会ってありますか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

本町におきましては、入札監視委員会等の設置は行っていないところでございます。

1 番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

これですよ、どうしてうまく決めてますのかね、これ。どないしますの、今後。どうしていくの。今みたいに、見なあきませんか、すみませんとか言うけど、どないしていってくれるの。このままいくの。忠岡をつぶす気ですか。

もう答えへんのやったら、かめへんわ。議長。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

もう答え要らん。いや、それは今、言葉がきつくなっただんかもわかりませんが、つぶすということはですね、ルールがこんなぺらぺらのものですよ、特定の専門職がおらんと、コンサルに任せっ放しやから、数字が高くなるのは当たり前。それで、特定の業者しか出てけえへんから、談合が起こると違いますのか。こんなルールで、ぺらぺらのやつで。どこへ行ったか忘れたけど。ちゃんとこんなんつくらなあかんのと違うの。その答えを待ってます。いかがですか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今、そのどういった中身か、本町にある部分が、当然企業の数等々については大きく違うかと思えますけれども、そのあたりを少し見させていただきたいなというふうに考えております。

1 番（杉原 健士議員）

私はこれ、皆見せますよ。やってくれるんですか。

議長（前田 弘議長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

本町の指名基準等々ですね、その内容がどの程度違うのか、そのあたりですね。

1 番（杉原 健士議員）

わかってるやんけ、そんなもん。3枚や4枚のものと、20枚のものと違うのはわかってる。

町長公室（原田 毅公室長）

そのあたり、どのあたりが違うのか、またちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

議長（前田 弘議長）

杉原議員、3回になっておりますので、ひとつよろしく。

1 番（杉原 健士議員）

もう終わります。

議長（前田 弘議長）

よろしくをお願いします。

1 番（杉原 健士議員）

あえて言わせてください。今、よく議員の基本条例等、全国で盛んにやっていますけれども、議員の規律とかですね。同僚議員から言われるのは、ああいう邪魔くさいものはつくったらあかんと。忠岡町はありませんけれども、あえて言わせていただきますと、職員の皆さん、職員の規律、誠実さを保つために、最後になりますけれども、忠岡のための政治を私たちもします。きつとしていきます。職員の皆さんも、職員のための基本倫理条例をつくりましょう。それを申し上げまして質問を終わらせていただきます。

三宅君のようにうまいことようしゃべりませんでしたけども、29分で終わりました。どうもありがとうございました。

議長（前田 弘議長）

以上で、杉原健士議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

次に、和田善臣議員の発言を許します。

9番（和田 善臣議員）

はい。

議長（前田 弘議長）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

呈祥会の和田でございます。一般質問をさせていただきます。

質問の前に、今ちょっと杉原議員、かなりご立腹のようなんですけれども、その呈祥会（ていしょうかい）という名前の確認されました。やっぱり間違っ「ていせいかい」というふうになっています。その「ていせいかい」というのは「ていしょうかい」に訂正させていただきます。間違っただま言っているのです。

議長（前田 弘議長）

はい、わかりました。

9番（和田 善臣議員）

まず、一般質問のほうですけれども、大津川河川敷公園の管理についてお伺いいたします。

申すまでもなく、大津川河川敷公園は本町にとって貴重な水辺空間で、子供からお年寄りまで多くの方が利用されております。その目的も多種多様な形で利用されています。グラウンドゴルフやゲートボール、個人的にはウォーキングや、ベンチに腰掛けながら川の流れやせせらぎの音を聞き、癒しの場となっています。また、河口に行くと、バードウォッチングで心を癒す人、また子供たちには野球などを通じ社会性を身につけるなどいろいろな目的がございます。この面で、生涯学習や体育の観点からも、なくてはならない施設であると認識しているところです。

この河川敷公園については、昨年9月議会でも大雨など災害時の課題という角度から質問させていただきました。その後、たびたび公園の状況を見てまいりましたら、流木やごみなどはきれいに撤去され、川の中の大きな木や堆積された土砂を除いては何ら問題はないと思っておりました。

しかしながら、実際に利用している人、特に高齢者の方ですね。その方々の目線で見ますと、やはり問題がありました。そこで、念のためにお聞きします。この公園の管理委託をするについて、この仕様書の内容を聞かせていただけますか。藤田部長にお聞きします。

議長（前田 弘議長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

大津川河川公園管理委託の目的につきましては、住民の休息、散歩、運動等総合的な利用に供するために、清掃、点検、除草及び剪定等を実施いたしまして、良好な状態に保ち、快適に利用できるようにすることを目的といたしております。

ご質問の仕様の内容につきましては、まず河川公園の巡回がございますが、その内容につきましては2日に1回、公園内の状況確認。例えば、動物の放し飼いやバイクの乗り入れなど危険行為等に対する注意、指導、公園内のごみ拾い、トイレの清掃等を行うこととなっております。

次に、清掃でございますが、週に1回、ごみかご内のごみ処理を行うことといたしております。除草及び樹木の剪定につきましては、公園内の除草及び低木の剪定は基本的に年3回、町道大津川左岸線の斜面につきましては、鳳土木事務所と管理する場所の調整をしております。本町が担当する部分につきましては図面上で明記をしており、年二、三回実施することとしております。

そのほかに緊急時の対応といたしまして、大雨等の気象状況等によりまして現地作業が必要となった場合は、本町職員と協議の上、対応するものとしております。

以上が仕様の内容でございます。よろしくお願いたします。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

今お聞きした巡回が2日に1回ですか。また、犬などのリードを外しての散歩や、またバイクの乗り入れ、こういった危険行為の監視、またごみ拾い、トイレの掃除、除草、灌木の剪定、また大雨時などの気象状況などの際の対処方など仕様書については確認させていただきました。

次に、仕様書に基づきその業務が適正に履行されているか、お伺いしたいと思います。その点はどうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の委託業務の管理につきましてでございますが、提出されました業務計画書に基づきまして担当職員が定期的に現地を点検、パトロールいたし、確認作業を行っております。

す。また、業務日報、業務記録写真等の提出書類も確認をいたし、適正に履行されているかの確認を行っているところでございます。

議長（前田 弘議長）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

ありがとうございます。委託業務の管理も十分チェックできているとのお答えをいただきました。しかし、これは私も気づかなかったんですけれども、こういう決め事に対して、毎回同じように巡回し、あるいは目視している、やはりそこには落とし穴があるんですね。

私、2カ月ほど前にある施設へお伺いしました。そのときに「大津川公園の管理はどうなっているの」とお叱りを受けました。その内容は、散歩の途中で休憩のために座るベンチ、あれ何も管理できてないやないかと。また、ベンチの数も少なく、もっとふやしてほしい。それと、遊歩道やグラウンドの一部、砂場を歩いているように感じるところや、砂利を敷いてあるところがあり、とても歩きにくいという内容のもので、確認のために私は行ったんですけれども、やはり木製のベンチの一部が腐食して、とげが刺さるような状態。また、くぎの頭の部分も飛び出していて、下手をするとけがをするというような内容でございました。

私たちが気づかないことでも、高齢者の目線では問題があります。このような平凡なミスは、いわゆる巡回している、あるいは業務日報も目を通していているという事実、またそういった意識からつい問題を見逃してしまうという事例だと考えます。これはお金もかからず修理可能と思いますので、早急に修理いただけますか。

それと、業務日報も様式を変えるなど工夫をし、ベンチはもちろん、遊具や擬木の手すり、歩道のでこぼこなど日常の変化が見逃されないよう適正な管理に基づき、今後、軽微な補修などは迅速に対処していただけるでしょうか。

加えて、ベンチを置く箇所もふやしてほしいという声も聞いております。そのあたりのご答弁をよろしく願いいたします。

議長（前田 弘議長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問のベンチや遊具、擬木等の破損につきましては、状況を確認いたしまして、危険を伴うものにつきましてはその都度補修を実施してまいりたいと考えております。

それと、ベンチの増設についてでございますが、河川公園全体を見る中で、また総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（前田 弘議長）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

ベンチの件については、大水の際のこともありますので、ちょっと苦しいところもあると思いますけれども、いい対応をお願いしたいと思います。

こういうように、私たちの目からはほんまにささいなことなんですけども、お年寄りにしたら、その目線では結構ハードルが高いものなんですね。それでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、今回の質問をするに際し、当公園の南海本線から山側の部分ですかね。その完成時に作成したパンフレットをいただきました。非常にきれいで、見るからに行ってみたいなと思わせる河川敷公園です。予算のこともありますが、できるだけ完成時の状態に近づけるよう鋭意努力してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（前田 弘議長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の河川公園の補修計画につきましては、毎年必要となっております災害復旧費用のことを考えますと、財政的にも整備当初の現況への復元はかなり難しいものと考えておりますので、今後につきましては整備費用を抑えていく中で、利用者の方々の利便性を損なわないような管理というものを心がけていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

その利便性を損なわないというところを重視しまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この大津川の件で、最後に大津川の現状を見ますと、川の中に大きな草木が茂り、また砂や砂利も堆積しております。河積の阻害率というのがあるんですが、その大津川の河積の阻害率というのは何%に設定しているのか、あるいはされているのか、お聞きします。

議長（前田 弘議長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の阻害率の基準につきましては、鳳土木事務所へ確認を行いましたところ、20%を超えるとしゅんせつを考えていかなければならない基準となっております。また、今ご質問の大津川の阻害率につきましても、鳳土木事務所へ確認をいたしました。現在、平成23年度時点での調査結果しか出ておらないということですが、次回の調査



につきましては平成28年度に行う予定だと聞いております。その平成23年度時点での調査結果につきましては、大津川につきましては11%から19%の阻害率ということで聞いております。よろしくお願いたします。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

ご答弁いただいたんですが、昨今の集中的な豪雨により大津川の川床というんですか、底のほうですね、この状況は今部長が答えられた平成23年度の調査ですかね、そのころより非常に大きく変わっていると思います。これだけ気象状況が変化した現在、過去のデータは今や参考にはなりません。当時の大阪府の調査では、阻害率が最大で19%という報告でしたね。ということでありましたが、今目視してもそれ以上になっている箇所が複数あることは明らかでございます。そのあたりの状況を大阪府に強く訴えて対処していただきたいと思います。

当然、大阪府は他の危険箇所を優先するなどいろいろ理由づけはしてくると、これは軽く想像できます。しかし、本町にとっては毎年1,000万円単位の復旧費がかかっている事実があります。これは簡単に看過できることではございません。府に対しさらなる強い要請を継続してもらいたいと思います。

この公園は、忠岡の町、非常に間口が狭うございます。奥行きが結構長いんですよ。ですから、浜の公園へ行くということになれば、高齢者の方は特に無理なんです。で、大津川の河川敷については、どの地区からも近いということで、利用率がかなり高い公園やと思っています。また、高齢者の方も利用しやすいという立地条件になっておりますので、この公園については府に対して、その辺の金のかかっていることも言っていただいて、強く、しんどいですがけれども、要求してください。よろしくお願いたします。これは答弁、結構です。

次に、2番目の総合福祉センター管理運営について質問させていただきます。

当福祉センターは、本町の社会福祉、とりわけ高齢者や身体障害者に対する自立支援、介護予防の分野の施設として位置づけられるものと私は解釈しております。

また、当センターの管理運営については指定管理者制度を導入しておりますので、今述べたことの確認のため、その管理運営業務の仕様書の内容を簡単にご説明いただきたいと思っております。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

総合福祉センターの指定管理者制度につきましては、平成18年度から本町の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき導入しております。指定管理者とは、基本協定及び年度協定や条例に基づき、仕様書に従い業務を行っているところでございます。その仕様書に定める事業目的は、老人、身体障害者、母子福祉会会員等に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康増進、教養の向上、及びレクリエーションのために供することにより、社会福祉の向上を図るものでございます。

また、指定管理者業務は、総合福祉センターの使用の許可に関する業務、維持管理に関する業務、設置目的を達成するために町長が必要と認める業務となっております。

以上でございます。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

ありがとうございます。今、管理運営のための仕様書、それをお聞きしました。当然と言えばそれまでですけれども、条例でうたっているとおりのものでございまして、その業務の方向性はわかりました。しかしながら、その詳細はほとんどどうかがい知れません。

そこで、2点目に移りますけれども、実は私、最近数回にわたり当センターを見学しに参りました。毎回1時間ほど時間をかけて、館内でいたんです。カラオケをやってはるんで、カラオケも1曲歌わせてもらいました。下手な歌ですけども。

一番意外に感じたことは、利用者と職員との触れ合いの場が見られない、そういうことなんですよね。ああいう福祉センターという場所で職員との触れ合いが見られないというのは、ちょっと意外に思ったんですけれども。私は、この福祉施設は利用者と職員の会話、触れ合いが一番大切なことだと考えています。その部分がほとんど見受けられませんでした。

職員の方は事務所で職務に専念し、忙しいとは察しますが、来館者が玄関に入ったときも会話がありません。受付の窓口はありますが、窓口には職員がおらず、離れたところで事務をされ、「こんにちは」の挨拶もありません。また、利用者の様子を見守るため、職員が2階や3階にも適時巡回し、一声でも声をかけるなど、本当に初歩的なことなんですけれども、それにより利用者の方々の様子等がわかることがあるかと思えます。

その声をかけることによって、お互いの信頼関係も生まれてくると思うんです。そのあたりの改善を図っていただきたいと思いますが、そのようにご指導願いたい、そう思いますが、いかがでしょうか。萬野部長にお尋ねいたします。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

ただいま議員ご指摘の件につきましては、確認の上、社会福祉協議会と打ち合わせをし、対処したいと思います。加えて、社会福祉協議会の職員が日々行われている健康増進や、教養の向上などのレクリエーション活動で利用者と交流をふやすことにより、その利用者の健康状態の把握やレクリエーション活動の内容の把握に努めるよう指導してまいりたいと思います。また、交流を促す活動や、興味や関心を深めるための魅力あるレクリエーション活動が展開されるよう要請してまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（前田 弘議長）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

福祉センターということでは、ソフト面が非常に大事だと考えております。その辺よろしく、萬野部長、お願いしたいと思います。

それから、私は数回行っただけですので、私の見過ごしもあるかも知りません。そのあたり、また萬野部長、私の勘違いがありましたら、また私にもお叱りの言葉をかけてください。

それで、これ、質問の通告後に耳に入ったことなんですけども、本年4月に2名の職員が採用されたと聞いておりますが、それは間違いないでしょうか。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

本年4月に社会福祉協議会、2名の職員を採用したと聞いております。

議長（前田 弘議長）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

私はこれ聞きましたのは、ことしの予算審査委員会の席で、社協の職員はこの4月より正職5名、臨時職員1名ということで確認しておりました。ところが、2名採用となると、これは2名とも正職なんですか。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

はい、2名とも正職員でございます。

議長（前田 弘議長）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

となれば、この4月から私が聞いておった5名、1名ということに加え、6名、1名の体制になっているんですね。これは、福祉行政の充実を図るのは非常に結構だと思います。ありがたいことだと思いますけれども、ただ役場の職員が、その構成が正職と非正規と言うんですかね、民間で言うたら。その比率が46%で、正職員が54%ですか、そのような比率になっておったと思います。非常に拮抗してるんですよ。その中で、正職が今度6名、臨時職員が1名ですね。これは間違いないですね。そういった内容、これは間違いないでしょうか。萬野部長、よろしくお願いします。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

間違いございません。

議長（前田 弘議長）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

先ほども言いましたけれども、町の福祉行政というのは非常に大事やと思っています。職員の増も、必要に応じてそれはやむを得ないと考えますけれども、社協の活動費ですね、これはほとんど人件費を含めて町の補助で賄っているように確認しております。これにより、例えば正職員1人雇ったら、どれだけ町に与える影響があるのか、わかる範囲で結構ですので、簡単にお願いたします。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

社会福祉協議会の職員を1名雇ったら、どれぐらいの費用がかかるかというご質問でございますが、社会福祉協議会の職員は本町の職員の給料表に基づいて支給しております。したがって、個々にそれぞれの年齢等もございますので、本町の職員並みの人件費、そして退職金、そして再任用制度、全てが本町の職員並みと聞いておりますので、よろしくお願いたします。

議長（前田 弘議長）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

となると、かなりその1人の正職を雇うことについて、町に財政的な負担がかかるということになりますね。これは、福祉行政自体に私は注目するわけではないんですが、その雇用の仕方、あるいは職員の配置の仕方、特に私が役場の職員で、これだけアルバイトの人がおってというのに非常に気の毒に思っています。その辺と比較して、適正な人事配置をお願いしたいと思います。

また、この件について私、最近聞いたところなので、今後調査して問題があれば、また次の機会にでも指摘させていただきます。

最後に、この総合福祉センターが今以上に福祉行政の一翼を担うようお願いしたい。これはこの4月から5月にかけて、私は2人の旧知のお年寄りと連絡がとれなくなりました。いろいろ調べたんですけども、全然わからなかった。偶然、近所の喫茶店へ入って、休憩に入ったんですけども、急な事情で2人とも施設に入っていることを教えていただきました。

これはまた他の例ですけれども、家の近所で、自分の家へ帰れなくなった方にも出会いました。しかも、何度も転んだんでしょうね。顔に複数の傷がありました。で、名前を聞くと、忠岡では珍しい名前だったんで、地図で調べると何とかわかりました。無事にご自宅まで送ることができたんですけども、私1人でもこのような事例があるんですね。

超高齢化社会を迎えている今日、本町のいきがい支援課と社協の連携をなお一層強める方策を考えていただきたい。そのためには、人事交流なども視野に入れて、毎日情報が共有できるよう、またお年寄りに関するネットワークを強化できるようお願いしたいが、いかがでしょうか。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

ただいまご指摘いただきました、誰もが住みなれた地域で、安心して暮らすことができるように、またきめ細やかな福祉施策を行うために、本町が中心となり地域包括支援センターと社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーなどとの連携をさらに強化して、高齢者や障害のある方などの援護を必要としている方への対応の充実に努めてまいりたいと考えております。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

よろしくお願いたします。時間がなくなりましたので、最後に移ります。

今、空き家になっている旧総合福祉センターの跡についてお聞きします。以前、何かの機会に町長から鍵をかけておくよしのことを聞いたことがございます。鍵をかけるということは、またあけるぞということを意味するんですよね。この元福祉センターというのは、忠岡保育所に隣接している環境のもと、幼保一元化を打ち出しておられますので、今後どのように活用されるのか、改めて町長にお聞きします。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

鍵をかけんと勝手に入ってきますのでね。それで、職員があけるように、鍵をかけるようにしております。キーはほかしたりしておりません。

活用については、せっかくの財産ですので、地域開発につながる、また地域の発展につながる、こういったようなことを観点にやっていたらなと思っております。売却も含めて積極的に計画し、提案をしていきたいと、こういうように思っている次第です。

議長（前田 弘議長）

今の町長の答弁をもって終了したいと思います。

9番（和田 善臣議員）

もう一言だけです。

議長（前田 弘議長）

聞いてください。

9番（和田 善臣議員）

答弁要りませんので。しばらくああいった状態で置くのであれば、民間に介護サービスなどを実施する条件限定で賃貸するなど、そういったことも考えられます。そうすれば町の収入も図れると思しますので、そのあたりも一考していただきたいと存じます。

以上で終わります。

議長（前田 弘議長）

以上で、和田善臣議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合によりまして暫時休憩いたします。13時10分より再開をいたします。

（「午後0時09分」休憩）

議長（前田 弘議長）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午後1時10分」再開)

議長(前田 弘議長)

次に、高迫千代司議員の発言を許します。

11番(高迫千代司議員)

議長。

議長(前田 弘議長)

高迫議員。

11番(高迫千代司議員)

11番、日本共産党の高迫でございます。一般質問をさせていただきます。

まず初めに、本町の環境衛生、ごみ減量化推進のためにお聞かせをいただきたいと思っております。

1番目は、忠岡町がごみ減量の切り札だとされて、当時の部長さんが言われていた雑紙と水切りです。当時配っていただいた、これは部長さん、こんな資料がございましたね。その中にはこの雑紙を集めるとごみ袋代の節約になる、子供会等の活動資金に貢献をする、地球環境に優しい、こういういい内容が書かれております。私たちもこれをぜひ成功させてほしいというふうに願っておりました。雑紙がごみ重量の4割を占め、その半分の2割はリサイクルできるというふうに、ここに書かれておりました。25年の4月実施ですから、2年と4分の1が過ぎようとしています。

しかし、過去の議会の議事録を見ると、25年12月の議会で、4月から12月の半期で16トンふえていると答えておられます。それが26年の6月では、1年間で13トンと、逆に年間を通すと数が減ってしまっているというふうに、いずれも我が党の河野議員への答弁で述べられておられます。

そこで、26年度の資料を部長さんからいただきました。雑紙は前年度に比べると5.4トンふえていると数字では出ておりますが、これらの数字はごみの4割、その半分がリサイクルできるという数字と比べると、どの程度になるのかといえ、18.4トンを搬入量の5,434トンで割ると0.3%の減です。家庭ごみの3,569トンで割れば0.5%減ったという数字になります。2割に比べて見るべき効果が上がっていないというのが実態でした。

そこで、同じように言われていたもう一つの水切りであります、ここにありますモニタリング委員会でもいただいた資料です。この資料によりますと、24年ごろはごみの中の水分量は53.1%、つまり半分以上は水だったと、このように言われておりましたが、25年度は51.13%となり、26年度は45.75%に減少しています。かつて忠岡町のごみは水分が多くて、低質ごみという位置づけをされておりましたが、現在はランクが上がって、基準ごみというふうに、水の成分が減っていますよというふうになっており

ます。

これは減ったというのは、家庭での協力によって減ったものではありません。部長さんにもお教えいただいたんですが、ピットに落としたごみが、次に攪拌してつかまえて、成分を分析したときに出てきた数字ですから、ピットの中で流れたか消えたか蒸発したか、そういう量でありますけれど、これはごみ全体の半分を占める水分が2年で7.6%下がっています。25年と26年を比べても5.06%減っているというふうに、この数字には出ています。つまり、ごみ全体の5%に該当すると、271トンで7.6%なら412トン減ったということになります。雑紙と比べたら1桁違って減っている、このことが明らかになりました。大変効果は大きいものだなというふうに思いました。

そこで、今後のごみの減量化を考えていただく際の重点的な取り組みになるのではないかとこのように考えますが、部長さん、いかがでございましょうか。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

ただいまのご質問についてなんですけど、我々、平成25年度から雑紙の減量について啓発を行ってまいりましたが、平成25年、26年度の集団回収のデータで比較いたしますと、雑紙が属します雑誌類、先ほど議員さんのほうから言われた5.5トンの増となっており、今後は、平成26年度からは、出前講座等で啓発を実施したその他プラの分別において、想像以上の分別効果を得たことから、今後一定の成果の出ている雑紙の分別及び生ごみの水切りのシフトに変更したさらなる啓発を実施し、ごみの減量に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

ぜひお願いしたいと思うんです。特に雑紙のこれからの推移を考えますと、これまでは地域の回収は子供会や自治会でやっておられました。それが今ほとんど全部といいますか、業者委託というふうになりました。地域の方々は、地域の子供会がやっているんやったら協力しようと、こういうふうな気持ち強いですが、ずっとこれから業者が回ってくると協力の度合いも変わってくるのではないかと思いますから、本当に効果のあるところの取り組みをお願いしたいというように思うんです。

そこで、この取り組みの中で、今部長さんがおっしゃいました広報やホームページ、出



前講座、その他言われているんですけど、先進の地域ではいろいろお聞きいただいたり調べていただいたりされていると思いますが、地域地域で多くの協力者をつくっていく、そうした中でその実効を上げているというのがよく聞かれる例です。

そこで私も、ホームページで発見をしたんですが、忠岡町の東区の自治会においては環境整備部会というものが発足しまして、非常に活動をしている。このごみの問題についても減量化に力を入れていこうと、こういうふうにおっしゃっていただいているというふうに掲載しておりました。今、ご本人がおられたんでお聞きしますと、これは自治振興協議会にその成果を報告されたという資料らしいです。私は、こうした自発的に活動している地域の団体とも忠岡町は協力して、その場を東区だけではなしに、こうしたことをもっといろんな地域でやってほしいということをお願いをして協力者をふやしていく、それが確実にごみ減量、分別を進めていく大きな鍵になるというふうに考えておりますが、いかがでございましょうか。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長

議長（前田 弘議長）

前田部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

先ほど、午前中の三宅議員の質問にもございましたように、我々行政が今はホームページ、広報に基づいての啓発、PRを行って住民に協力を得ているという現状から、朝も申し上げましたように、忌憚のない意見の出せるような場の設定を今後は考え、新たな、先ほどもお願いいたしましたように、住民、我々行政、それとまたそれに携わっている業者、そこらのいろんな意見を参考にし、新たなごみ減量化に向けての集会的なものを今後は開催し、いろんな意見をもらい、また我々はお願ひし、さらなるごみの減量化に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

私は一般論ではなく具体的な地域の活動、これを広げるということを申し上げておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

2番目に、分別を進める上での問題点についてお聞きをしたいと思います。

先日のモニタリング委員会で和田町長さんは、「さらなるごみの分別にも取り組んでいきたい」という前向きな発言をされておられます。私たちも大いに進めていただきたいというふうに思っております。

しかし、実際ごみ分別に踏み出して明らかになったのは、忠岡町と住重・松和JVとの協定といいますかね、ここで可燃割合という数字が出てまいりました。

そうしますと、住民が努力してその他プラを分別をする、忠岡町が業者の方に委託料を出して収集をしていただく、こうした住民も忠岡町も力を発揮して頑張っているわけですが、この入ってきたその他プラの重量というのはどうなるのかといえば、実際は他の業者の方が引き取って行ってリサイクルされます。リサイクルされるんですが、その数字、重量のカウントは、この可燃割合では100%燃やすと、この摩訶不思議な扱いになっているということが明らかになりました。

これでは幾ら「さらなる分別」をしても、JVとの関係では燃やす中に数字として入れられてしまいます。分別の努力と委託料は、それでは生かされないのではないかとこのように考えています。余りにもJV2業者の有利な扱いになっているのではないかとこのように考えます。分別して減量した分はちゃんとごみ量にカウントされる、リサイクルに回っているのであれば、それはちゃんと引いてもらう、そうしたことが必要ではないかとこのように思っています。

それでなくても、実際にクリーンセンターで焼いているごみというのは、26年度は4,866トンなのに、忠岡町がお金を精算するときのこの焼却割合というのは、5,148トンで計算されているんですね。25年度であれば実際に燃やした数は4,896トンなのに、数字の上では5,124トン、こういうふうに計算されて、お金の精算がされている。非常におかしい制度だというふうに思います。

「可燃割合」というこの概念は、当初、忠岡町議会議長長期包括の審議をした中で、我が党の委員もおりましたけど、何の問題にもなっていなかった。つまり聞いていなかったということですね。そんな中で、後で覚書というふうな形で契約に入っているということが、後日報告されました。まことに残念なことだというふうに思います。

そこで、部長さんにお聞きをしたいんですが、これ、契約ですから、忠岡町が単独で抜くというふうなことはできないということはわかっております。しかし、この実態は余りにもかけ離れている。

ましてや、さらなる分別を行えばもっとこの実態はかけ離れるということになるわけですから、それはちゃんとJVと協議を行って、実態に合わしてもらいたいような協議をする、話し合いをする、忠岡町のこの余りにもいびつな形を正常な形に戻していただくという必要があると思いますが、いかがでございましょうか。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

先ほどから申し上げられている、まず可燃割合につきましては、当クリーンセンターにおいて搬入される、いわゆるパッカー車のごみをスケールで入り口のほうで測ります。そのうちの焼却のごみですね。いわゆる焼却ごみについて、当然忠岡町では今13品目に分別して、ごみの収集もしくは焼却に当たっております。その中でペットボトルにつきましては搬入量の50%、その他ごみ、いわゆるシルバー人材センターが持ち込まれるごみについて、96%の可燃割合を設定しております。また、焼却処理量といいますのは、先ほど言いました収集車をスケールで測り、それにいわゆる可燃割合を掛けた数字を焼却量として、我々は数値の計算に入っております。

先ほど議員さんのほうから質問いただきました平成26年10月からその他プラスチック収集を開始し、現在、毎月10トン程度のその他プラの収集を回収している数値は我々も存じておりますが、先ほど議員さんのほうから言っていたように、いわゆるごみ、長期包括の事業のときに、20年のときにそういう契約の中でごみの成分についても定めております。ですから、今の時点でその他プラスチックは現状、外部でのリサイクルに回しておりますが、現状につきましてはやはり平成20年に我々と受託業者であるJVとの契約に基づき設定されたものと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

この後の案件で、JVには上がった給料を補償せえというやつも出てくるんですよ。だから、決めた契約であっても、長期包括であっても、必要な分については協議をして、それを幾らにするかということは、部長さん自身協議してこられているんです。これだって同じことでしょう。その他ごみが入っても全部入ってないような、分別してないような扱いを受けるわけですから、これからさらに忠岡町の方針として分別を進めようとするんやから、ますますその矛盾は大きくなります。大きくなる矛盾はちゃんと協議して話してもらおうというのが当たり前でしょう。だから私が聞きたいのは、協議をいただけるかどうか、この点についてお聞きしています。

議長（前田 弘議長）

前田部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

私、先ほど契約があるからということで申し上げはいたしました。ただ、議員さんも含めて全ての議員さんのほうの考え方も当然わかります。現に外注に出しているやないかと。ですから契約に基づいて、いわゆる20年の締結した契約が生きているという現状を

踏まえて、今後またさらにJVと協議を重ねるとしか今のところ、契約変更までいけるかどうかというのは、担当課としては努力いたします。

以上です。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

忠岡町の利益、住民のごみ分別の努力をしている、そうしたことに応えて頑張って協議をして、成果を上げていただきたいことを強く申し上げて、お願いをしたいと思います。

次に、教育行政についてお伺いいたします。

中学校で使う教科書を選ぶ教科書採択が、この夏に行われます。侵略戦争を美化する歴史教科書と、改憲、憲法を変えることが必要だと思わせるような公民教科書を選ばせようという動きが、安倍政権の戦争法案推進の動きと一体となって活発化しています。「戦争する国」を支える教育を担う教科書を、子供たちに手渡してはならないというふうに考えています。

侵略戦争美化の育鵬社と自由社の教科書は、日本の侵略戦争を「自存自衛」「アジアの解放」のためと描いて、「日本の戦争は正しかった」という主張が貫かれています。

日本の戦争が誤った侵略だったという判定は、戦後国際政治の原点です。日本政府は1982年の宮沢喜一官房長官談話で、過去の戦争への反省が「学校教育、教科書の検定にあたって尊重されるべきもの」ということで、明快に表明をされています。そしてこの宮沢談話の立場は今も変わらない、このことは国会でも確認をされています。両社の教科書は日本政府のこの公式の立場にも反し、世界では通用しない認識を子供たちに植えつけるものとなります。

公民の教科書でも戦争への反省が見られません。他社の教科書は憲法の平和主義の説明で、戦争への反省から戦争の放棄などが定められたことを明記しています。育鵬社の教科書は、戦争放棄などを連合国に押しつけられたもので、世界では異例というふうに否定的に描き、平和主義の項目の大半を自衛隊の説明に割く異常なものです。

重大なことは、こうした教科書を採択させようという動きが、日本を「海外で戦争をする国」につくりかえる政権の動きとピッタリと重なっていることです。

「戦争をする国」には、何といても進んで戦争に行く国民が必要です。かつては軍国主義教育が国民を戦争に駆り立てました。「日本は正しい戦争をした」と教えることで、再び同じ過ちを繰り返してはなりません。

教育は子供たちの人格の形成ために行われるものであり、時の権力の意向に合わせて教育をするべきものではありません。

今回の教科書採択も、さきに申し述べました危険な教科書子供たちに渡すべきではないというふうに思いますが、いかがでしょうか。教育長さんよりお答えをいただきたいと

思います。

議長（前田 弘議長）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

本年度はただいま議員がお示しのとおり、平成28年度から向こう4年間、中学校において使用する教科用図書が新しく採択される年となっております。現在そのための作業を慎重に進めているところでございます。したがって、採択の公平、公正さを堅持する観点から、このような時期に個別の教科用図書に対する見解は、ここで申し述べることは差し控えさせていただきたいと存じますが、私ども教育委員会といたしましても、教育基本法第1条の理念に基づきまして、公平公正に教科書の採択を進めてまいりたいと思っております。どうぞご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

私どもはこれまで忠岡の教育委員会が、そうした公正公平な立場でちゃんとした教科書を選んでいただいていたという実績については評価もしております。ただ、私が今申し上げているのは、国の方針にも反するような中身を堂々と書いて、日本は正しい戦争をしたなどという間違った歴史認識などを子供に植えつけるような危険なものを持たせることが大変なことになるということは、戦前の軍国主義教育を見ていただければおわかりだと思っております。私たちはこんな時代をもう一度繰り返しては絶対にならないというふうに思っています。そのためにもこれまで同様に公正で公平な教科書選びをしていただくことを切にお願いしたいというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（前田 弘議長）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

先ほども申し述べましたとおり、今年度も採択に当たりましては今まで同様、公平公正を堅持する、そのような採択に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、防災行政についてお聞きをいたします。

忠岡町は9月の一斉訓練、これは昨年度から「ここには力を入れて頑張りますよ」と、こういうことがもう宣言をされています。こうした中で、多彩な防災訓練に取り組もうというふうなお考えも聞かせていただいております。大変結構なことだというふうに考えています。この中身をお聞かせも願ひたいというふうに思ひます。

その前に、私が今回質問で出しております3点をあわせてお聞かせをいただきたいと思ひます。

津波の避難訓練、これにつきましては忠岡町の西側の区域、北区・東区・西区が第1回目の訓練を終えています。残る1地区の計画はどうなっているのか、お聞きをさせていただきますと思ひます。

2点目、一斉訓練で4つの地域が一斉に津波のための避難訓練をする際、道路の交雑をどうされるのかという問題です。これは以前も高石市の例を出してお話をさせていただきましたと思ひます。狭い地域で一斉にすれば大変、なかなか難しいところもあると思ひます。特に北区・西区・南区の3つの地域が、利用が集中するであろうと思われる忠岡の南海の駅ですね。この周辺のところの整理はどのようにお考えをいただいているのかということをお聞きしたいと思ひます。

それから、広報無線でお知らせをした後、各地域が到着する時間のカウントですね。これも以前お聞きをしたと思ひますが、今回はそれを実施されるのかどうか、お聞かせを願ひたいと思ひます。

3点目は、3月の議会でもお聞かせをいただきました。9月の一斉訓練のときには、忠岡町は初めて「避難所の開設訓練」、これも計画されているというふうにお聞きをさせていただきました。その際に近くにある大きな施設、「忠岡中学校の体育館が使えるかどうか分からない」、こんなお話も聞かせていただいて、当時の教育長さんには使えるように、忠岡町全体の大きな防災教育の取り組みですからご協力をいただきたいということでお聞きをさせていただきました。ここが使えるようになったのかどうか、その点について3点と、忠岡町の基本的な計画についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

ただいま防災訓練につきましてご質問をいただきました。西側の4地区のうちの、あと

残りの南区につきましては、町長公室担当課職員が、今実施を促しているところでございますけれども、具体的な日程をお聞きするには至っていないというところでございます。本町といたしましても、9月4日の一斉訓練までには実施をしていただきまして、訓練時の課題を一斉訓練において幾らかでも解消されるように期待をしているところでございます。また、仮にできなかったという場合にも、せめて机上訓練はお願いしたいというふうに考えております。

それと、2つ目でございますけれども、高石市の例を以前いただきました。私どももいろいろと教えていただくところがございました。それで、今回一斉に避難をしていただくところでございますけれども、今回訓練ということで、ある程度の人数ということで限ることができませんけれども、実際の津波になりますと、これは時間帯にもよるわけでございますけれども、何千人という避難者が想定されるということで、避難路あるいはこの避難訓練を通じてお気づきになられた課題、これらをまとめまして解決に向けて最善の方法を構築してまいりたいと考えております。

この道の利用なんですけれども、今後、この当日を迎えるまでにさまざま打ち合わせをするわけでございますけれども、その中で調整をしてまいりたいと考えております。

それと、到着時間を測るのかということでございますけれども、以前これも高迫議員にご教示いただいておりますけれども、ほかの市あるいは町については、「これぐらい早かった。次やったときはこれぐらい早くなった」というようなこともお教えいただいておりますので、私どもも、地区ごとになろうかと思っておりますけれども、到着の時間を測ってまいりたいというふうに考えております。

それと、3点目でございますけれども、避難所開設訓練の会場でございますが、昨日教育委員会のほうから中学校の体育館をお借りできるという報告がございました。それを受けて、体育館で実施することを正式に決めさせていただいたというところでございます。今後早急に、避難訓練とともに避難所開設訓練の内容について協議するように、担当課に指示をしたところでございます。

当日、これはちょっと余計なことになろうかと思っておりますけれども、まだ確定というものではございませんけれども、当日の訓練には大阪府の松井知事も視察に来られるとお聞きしているところでございまして、本町の防災対策をごらんいただければいいかなというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

もう時間、終わりました。

1 1 番（高迫千代司議員）

以上で終わります。

議長（前田 弘議長）

公室長の答弁をもちまして終了いたします。

議長（前田 弘議長）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

6番、日本共産党、河野です。ただいまより一般質問を行います。

まず、初めに子育て支援についてであります。

子育て支援策の1つであります妊婦健診についてお尋ねいたします。妊婦健診については、我が党高迫議員、是枝議員からも一般質問や委員会で拡充をと質問させていただき、この4月からは国基準の14回、11万6,840円の公費負担をしていただいたところであります。

本町の大阪府地域福祉・子育て支援交付金の26年度事業実績では、事業効果として、健康な妊娠、出産を迎える上で受診者の経済的負担を軽減することで、経済的負担により受診を諦める妊婦を生じさせないこと、母子ともに安全な出産を迎えられるよう支援し、27年度は増額すると、このように書かれておりました。これから妊娠をし出産される女性への施策として、本町も頑張っていたいただいていると思っております。

しかし、健康であって妊娠しても、妊婦の方は出産まで体調の面ではさまざまな変化があり、出産までは何かと不安もあり、気を使います。ましてや、基礎疾患のある妊婦の方は出産のためのリスクが高いため、健診も14回以上行かなければいけないと聞いております。

診療費はさまざまですが、そうすると自己負担が発生します。2,000円の補助券は手元に残っているのに使えないというふうなことが起こっています。そのような対象者にも、14回ではなく、補助券があるのですからそれを使うという手法もあると思うのですが、その点について担当部長よりお答えをお願いしたいと思います。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議員ご質問の妊婦健診につきましては、平成27年4月から国基準の満額、14回、11万6,840円となっており、昨年度より3万1,050円の大幅な増額を行っております。



ご指摘の健診の回数14回でございますが、日本全国、95.8%が14回を助成しておるということで、本町といたしましても現時点ではこの14回が妥当ではないかと、このように考えております。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員

6番（河野 隆子議員）

担当部長さんのほうからは、この4月から増額もしたし、府内といいますか全国に向けても14回以上、今パーセントをおっしゃっていましたが、94.5%が14回だということもおっしゃってました。なので、考えていないということでもあります。

今、忠岡町が行っている妊婦健診であります。どのように妊婦さんにこの受診券が渡されているのか。ちょっとその使い方が私、よくわからなかったものです。受診券とそれに合わせて使う補助券というものを2階の保健センターで見せていただきました。受診券は1枚目、つまり初診は1万1,750円、そして2回目から14回目までが3,500円、補助券は抗体検査受診券2,290円が1枚と、クラミジア検査受診券2,100円が1枚、超音波検査受診券5,300円が4枚、そして14回の健診で、病院によっては診療費が変わるため、別に2,000円の補助券17枚が1冊になっております。

ただいま部長さんの答弁では、全国でも14回以上しているところはないというふうにお答えがあったわけなんです。回数で言えばどこも14回あります。泉佐野以南、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町は受診券を14回全て使い切った場合のみ単独でこの2,000円の補助券、これのみで使用も可となっております。これでございますら14回以上、さまざまな疾患がある妊婦さんにも、自己負担なしに健診を受けていただけることができます。新たに受診券をつくる必要もないし、実際に14回を超えて健診を受けなければならない妊婦さんは、手元にこの補助券が残っているんです。その補助券を使っていたらいいのではないのでしょうか。再度ご答弁をお願いしたいと思います。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

現在、超音波検診等の検査の受診券は、妊婦一般健診の受診の折に一緒に使っていただくことを前提として使用していただいております。これを超音波検査等単独でも使用できないかというご要望であります。本町といたしましてもせつかくの制度でありますので、より充実した制度に向けて検討してまいりたいと考えております。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

今、部長さんのご答弁では、超音波検査の受診券というお言葉があったんですが、私が申しましたのはこの2,000円の補助券ですね。その2,000円の補助券を使って、15回目から使うようにしてはどうかという提案でございます。それで、基礎疾患のある妊婦の方の人数というのがどれぐらいいらっしゃるのかということ、私も保健センターでもお聞きしたんですが、なかなか人数というのは把握できないというお答えでございました。推測で言うのはよくないことではございますが、対象者の方はそう多くはないと思うんです。財源でいえばそんなに町に負担になると、そういったこともないと思うんです。

ここで申し上げたいのは、財源が少ないからできるのではないですかということだけではなくて、考え方の問題です。町がどれだけ網の目から1人でもこぼれる対象者が出ないようにする、そういったお考えはないかということなんです。いかがでございましょうか。また、ちょっと今の私の補助券のことで何か食い違いがございましたら部長さんからご答弁お願いいたします。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

先ほども申しましたが、14回助成しておるところは日本全国で95.8%ございまして、14回が現時点では妥当ではないか、このように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、ご指摘の基礎疾患のある妊婦の方の追加支給等につきましては、今後近隣の動向を注視しながら検討してまいりたい、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

先ほども申しましたように、泉佐野市以南、岬町まではこの14回以上、補助券を使って診療できるということですので、近隣の動向という、今担当部長さんからの答えもございましたので、ぜひこれは前向きに検討していただきたいというふうに思いますので、要望します。

そうしましたら、次の質問に移らせていただきます。次は防災無線についてでありま

す。

最近は、あちこちで火山の噴火や地震もたびたび起こっております。南海・東南海地震が遠くはないということもテレビでも報道されて非常に心配されている中、防災意識については今、住民の皆さん大変気を使っているところでございます。

さきに高迫議員からも避難訓練の質問がございました。そこで、災害が起こったときに住民の皆さんに避難をしてもらうというのは言うまでもなく、よく当局はおわかりだと思います。そこで大切なのは、まず1番に知らせるということです。情報伝達ですね。知らせるということです。そのためには防災無線で「住民の皆さん、避難してください」と放送することがいの一歩であるというふうに思っております。

しかし、この防災無線、この放送が聞こえないという声をよく聞くわけなんであります。昨年、アナログ方式からデジタル方式にされました。これをすることによって忠岡町全体、防災無線が聞こえるということで、住民も大変期待されたところであります。しかし、せっかくデジタル化していただいたのに聞こえないという声があるわけなんでですね。

屋外拡声子局配置図を当局からいただいております。これを見る限り、忠岡町全体、網羅されていると思われるんですが、実際は聞こえない。「デジタル方式になってなおさら聞こえない」という声もあります。こういった実態、声があるのですが、町のほうは把握はされておられるのでしょうか。このことについて、まずお聞きしたいと思います。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

デジタル化ということで昨年度、改修をしたところでございます。その中で今般、避難訓練をしていただいているときにアンケート調査などしております、その中でまた放送の聞こえぐあいというの調査をさせていただいているところでございます。その中ではやはり少し聞こえにくいとかいったところがあるというふうには、私ども聞いております。

6番（河野 隆子議員）

はい。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

今、公室長おっしゃいましたように、自治会独自でアンケート調査をされたというふうに私も聞いております。これは南海線の西側、東区、西区の自主防災会で、自治体の皆さ

ん主体で避難訓練もされて、そのときにアンケート調査を取られたということでありました。防災無線が聞こえたか聞こえなかったという項目をその中に設けられたと聞いております。町が緊急時に広報車を出すとか、そういったことも今までのご回答の中でございました。まず聞こえにくい地域に一番に行ってもらう、これが大切ですよ。防災無線が聞こえない場所があるんですから、そこへまず、いの一番に広報車を出して知らせると、そういったことが大事だと思うんですが、しかし、この自主防災会の、自治会の主催でやられた、これはアンケートを取っておられるわけなんですけれども、本町としては全体的に、忠岡町全体でアンケートを取っていないということで、この9月に行う防災訓練でアンケートも取っていただくといった、そういった手法も大切だと思うんですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

先ほどおっしゃられたように、聞こえにくいところに一番に行くというのは当然のことかなというふうに思います。それと9月、一斉訓練のときでございますけれども、聞こえるか聞こえないかというところで、アンケートは私ども取りたいと思っておりますけれども、このときには今、通常夕方流れているものについては一定レベルを落としております。今度、9月の一斉訓練の場合にはサイレンというのを活用してみようかなと。さらにボリュームを上げて、それで調査をさせていただいてはいかがかなというふうに考えております。

それと、今回ご質問をいただいている忠岡南2丁目あるいは東3丁目というところでございますけれども、先般このご質問をいただきまして、早速職員を派遣しております。どのような聞こえ方なのかということで聞いておりますけれども、それも時によってまた変わるかなと思うんですが、派遣したときには特に聞き取りにくい感じはなかったというふうに聞いております。しかしながら、先ほど申しましたとおり、天候あるいは風向き、あるいは昼夜の違い、そういったことでやはり違いが生じることもあろうかなというふうに思いますので、できましたら全体にアンケートを取りまして今後に生かしていきたいなというふうに考えております。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

9月にアンケート調査をしていただけたらというお答えだったと思います。この質問を出したときにもすぐその地域に行っていていただいて、職員の方、すぐ行ってくれたというこ

とはお聞きしております。しかし、家の中での、この防災無線というのはほとんど家の中でお聞きになることだと思いますので、なかなか、外で職員さんが行っていただいて聞こえたということは報告で聞いておりますが、家の中にいると聞こえないと、そういったこともございますので、ぜひアンケート調査はしていただきたいと思っております。それを踏まえて、どこが聞こえにくいかと、そういった報告もしていただいて、いろんな手法ですね、そういったことも検討を今後していただきたいというふうに要望して、この質問を終わりたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、福祉バスについての質問をさせていただきます。

福祉バスの土曜日の運行再開と増便についてお聞きいたします。このことにつきましては党議員団でも何度も質問させていただいているところでございます。

福祉バスを利用された方は、25年度で1年の運行日数245日で、乗車人数は1万5,043人、26年度では運行日数243日で乗車人数が1万3,631人であります。しかし、土曜日にも運行していた平成18年度は、運行日数294日で乗車人数は2万5,862人利用されておられました。この差を見ても土曜日に利用されていた方が多かったです。もちろんその当時は福祉センターも開館しておりましたので、当然多かったということも考えられるわけですが、福祉バスは病院へ行ったり買い物に行ったりと、高齢者や障害者の方の大事な生活の交通手段にもなっております。

ここで担当部長さんにお尋ねいたします。住民からの要求もある福祉バスの土曜日運行再開と、また増便をしていただきたいということについてご答弁をお願いしたいと思います。

健康福祉部（萬野 義則部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

福祉バスの運行に関しましては、忠岡町福祉バス運行事業実施要綱に基づきまして、あくまでも総合福祉センターの利用者の送迎用として運行しているものでございます。あわせて、高齢者等社会参加を促す目的で町内を巡回しており、土曜日の運行につきましては町の集中改革プランに基づき、経費削減のため総合福祉センターを休館とし、それに伴いバスの運行についても取りやめさせていただきました。

現時点では総合福祉センターの土曜日開館につきましては考えておりませんので、それに伴い福祉バスの運行につきましてもできないということで、ご理解のほどお願いいたします。

また、増便に関しましては、現行の9時から5時過ぎまでの時間帯では6便が限界で、それ以上の時間帯での運行となりますと経費がかさむこととなりますので、ご理解のほど

よろしくお願いたします。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

この4月から福祉バスが委託から直営に変わっています。先ほど担当部長、萬野部長さんのほうからは経費削減という言葉もございました。直営に変わりました、この金額、予算には出ておりましたが、どのように変わっているのでしょうか。その金額をお示ししていただきたいと思います。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

予算ベースでご説明申し上げます。平成26年度の福祉バスに関する予算でございますが、予算額506万1,000円、予算で506万1,000円計上しております。27年度につきましては、予算ベースで359万2,000円ということでございまして、差額といたしまして146万9,000円ございます。

以上でございます。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

今、差額が146万と、26年度はまだ決算が終わっておりませんが、差額が予算のベースでいって146万、直営に変わって差額ができたというお答えでございました。直営にされて予算も下げることができたと、これには努力していただいたとっております。

しかし、運行につきましては毎回、当局のほうは「福祉センターが土曜日は閉館しているから、バスも運行できない」、そのように言われるわけであります。でも、実際はそうではない。利用されている方は、福祉センターへ行くためだけに利用されているわけではありません。生活をする上で大事な足になっております。財政が逼迫しているから、福祉センターやまた文化会館も週休2日制になりました。今回はバスの質問ではありますが、こんな休みが多い自治体はありません。開館日をもとに戻してほしいということも強い住民要求ではありますが、福祉センターと福祉バスが必ずセットであると、セットでなくてはいけないという考え方、これはもう実態に合っていないんじゃないでしょうか。

この4月から直営にもなって、予算も下げることができたわけなんですから、ぜひ土曜

日の運行、また利便性の面からも増便、このことも検討していただきたいと思いますが、最後にこのことは町長にお聞きしたいと思います。町長、よろしく願いいたします。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

バスの利用の仕方というんですか、内容の変化というのは、利用者の利用風景を見ています。聞いております。利用者のサイドに立って考えていかないかんのですが、直営でもして福祉バスという名前で走らせていこうかなという思いで、今走らせてもらっています。140万がまだ効果が薄いんか、あるいはその余ったやつを使って1人雇うのか、バスを2台にすると効果はないし、今ちょっと突然、計算が成り立ってないんですが、できるだけ福祉という名前のもとにバスの利用をし続けていきたいし、利用者に利用してもらおうかなと。しかし、今部長が言っているように、福祉センターが利用できないようになったら、またこれ難儀やし、今河野議員のおっしゃっている内容について、さらにさらに議員と深めて考えていく問題でないかなというのを感じましたので、感想を述べて答弁にかえさせていただきます。

6番（河野 隆子議員）

議長

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

今、町長のお言葉で、直営で福祉バスを走らせて、ずっとこの先も走らせていきたいと、そういったお考えをお聞きいたしました。高齢者や障害者の方が家に引きこもる、そういったことのないように、やっぱり住民、社会参加もできると、そういったことにも大変役立つこの福祉バスでございますので、今本当に住民ニーズに合った運営をぜひ今後も検討していただきたいと思うんです。せっかく直営になりましたので、よい機会だと思います。これはこの先、検討をお願いしたいと思います。

これは要望してまいりまして、その次の、最後の交通安全対策についてお聞きしたいと思います。

6月1日から自転車の危険運転に対する道路交通法が改正されたということで、町内を歩いていまして、自転車に乗る人のマナーが非常に悪いということが大変目につくところですよ。死亡につながる事故は聞いておりませんが、大きな事故につながることはないように、町はどのような対策をとられるんでしょうか。担当部長よりお答えをお願いしたいと思います。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議員仰せのとおり、交通ルールの無視や交通マナーの悪さによりまして、ここ近年、自転車に起因した事故が多発しておりまして、重大な事故も発生している状況でございます。ご質問の、町はどのような対策をとられるのかにつきましては、自転車利用者に対する交通ルールの遵守を図るための方策といたしまして、泉大津警察署など関係機関と協力をし、各種交通安全教室などの機会を利用いたしまして指導啓発また町広報及びホームページでの周知に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

教室をたしか開いていらっしゃるようで、その教室をしていただくのもよいと思うんですが、なかなかやっぱりこの自転車の危険運転に対するというのは、若者が非常に対象になっているかと思うんですね。その教室にはなかなか若い方の参加が少ない、そういうふうに思います。そうしたマナーをなかなかね。ホームページは見られるんでしょうけど、広報なんかは目にされるんだろうかなというふうなことも思われます。若い方に一番参加をしてもらいたい、この教室なんかもですね。そう思うんですが、この若い方に関しての啓発ですね。このことについてはどうお考えになっているんでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の若者向けの啓発につきましては、今後泉大津警察署等の協力を得ながら、マナーや周知方法を含めまして、自転車事故の防止を図るための方策を今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。



6 番（河野 隆子議員）

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

この2番の駅前周辺の安全対策ですが、特に忠岡の駅前周辺ですね。ご存じのように自転車、そして車、歩行者、電車が着いた後は電車からおりられてきた乗客で、踏切周辺は混雑して大変危険な状態になっております。忠岡町の中でも一番この駅前周辺というのが危険な場所ではないかと思われるんですが、駅前周辺の安全対策ですね。ここは特に強めていかないといけないと思うんです。このことについてはいかがでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の駅周辺の安全対策につきましては、現在、シルバー人材センターに委託をしております自転車迷惑駐輪対策を今後も継続することによりまして、歩行空間を確保していくとともに、駅周辺の道路は通学路としても利用されておりますことから、今年度、忠岡町交通安全推進協議会の分科会として立ち上げました通学路交通安全プログラム推進分科会の中で、今年度策定する予定の通学路交通安全プログラムにおきましても安全対策を検討してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

今、通学路交通安全プログラムの推進分科会でいろんなプログラムをこれからつくっていく予定であるようです。しかし、駅前でも、自転車というのは左側通行なんですが、その左側通行というのも守られてない。もうむちゃくちゃですわね。皆さんご存じだと思うんです。そのプログラムをつくって分科会もつくるんだけど、それまでの間はこういったことでこの駅前周辺の安全対策をお考えになっているんですか。その点についてはいかがでしょうか。

議長（前田 弘議長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の策定するまでの対策につきましては、町広報及びホームページ等によりまして啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

広報などでというお言葉はあるんですけど、若い方が広報を見ないということですので、ダイレクトにその若者たち、特に私、この自転車の危険運転というのは若者の人が多いと思うんですよね。やはりスマホをしたりとか携帯電話したりとか、そういったしなからの運転ですね。そういうのがすごく目につくんです。泉大津警察も忠岡町の役場、連携しておりますので、例えば駅前に週に1回でも警察官の方に立ってもらおうと、そういったことで啓発になるんじゃないかなというふうにも私、思うんです。今後、立て看板とかそういったことも必要じゃないかと思うんです。自転車は左側通行、スマホしない、携帯電話しないと、そういったことも書いていただいて看板を立ててもらおう、こういったことも非常に啓発になると思います。

それで、いろいろ対策もお聞きしたわけなんですけども、住民への啓発はどうお考えになるかということを書いてあるんですが、それも同じようなことになるんでしょうか。ちょっと最後に書いておりますけど、お聞きしたいと思います。

議長（前田 弘議長）

部長の答弁をもって終了します。どうぞ。

6 番（河野 隆子議員）

そしたらすみません、最後ですので。啓発のちょっとこちらからの提案なんですけど、集会所なんかも出前講座ですね。なかなか高齢者の方が多いと思うんですけども、そういったことも出前講座なども検討していただきたいと、それもあわせて質問させていただきます。

議長（前田 弘議長）

答弁をもって終了します。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

先ほどと同じ答弁になるんですが、住民の皆様に対する啓発につきましては、交通安全教室や街頭キャンペーンなど、交通安全に関する活動を1年間に30回以上実施しておりますので、それらの機会を利用いたしまして自転車に関する啓発を実施するとともに、町の広報、ホームページでの周知に努めてまいりたいと考えております。

それと、各地区集会所等での交通安全教室の開催、いわゆる出前講座等なんですけれども、これにつきましては地元自治会等からのご要望があれば、今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（前田 弘議長）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

最後に、是枝綾子議員の発言を許します。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

5 番、日本共産党の是枝です。きょうの質問者の一番最後であります。どうぞよろしくをお願いします。

まず1つ目は、平成22年9月で、財政健全化のために閉鎖された忠岡町の温水プールを早期に再開することについて、質問いたします。

忠岡町の温水プールが閉鎖されて、はや5年になろうとしています。プールを閉めないでという反対署名も集められましたが、年間4,000万円の赤字を理由に忠岡町は閉鎖をされました。温水プールを閉めても財政効果は年間1,500万円にしかありません。それは忠岡町に学校のプールがなく、授業で使うため、夏場だけ沸かさないプールとして使っているのと、スポーツジムがあるため、25年度決算で2,500万円の赤字となっています。温水プールをやめても財政効果は年間1,500万円、1カ月にすれば130万円余りです。これを削るために閉めてしまったわけでありませぬ。

これまで一般質問や予算・決算委員会でも温水プールをあげよと求めてきましたが、今回の質問は、閉鎖したことによる損害と責任の所在を明らかにするためです。年間4,000万円の赤字をあたかも全額、プールの利用者にかぶせておいて、いまだに2,500万円の赤字を出しているのです。これは、忠岡町のプールやスポーツセンターの運営のまずさ、責任であります。

私は先日、熊取町の町立体育館を見学してまいりました。忠岡町と同じ、25メートル6コースの温水プールがありました。指定管理をされていて、ちゃんと黒字になっております。忠岡町よりも2年早い平成8年から稼働していて、いまだに大規模改修なしに、沸かして温水プールとしてやっております。午前中は大人向けのプログラムが組まれ、午後はキッズ、そして夕方は小学生、土曜日は障害者の方もプールの教室があります。住民ニーズに応じたプログラムがきっちり組まれ、利用者はトレーニング室よりもプールの方のほうが多く、プールだけで年間5万3,652人、熊取町の人口を超える数であります。

本町は、運営をスポーツ会社に委託をしていますが、委託内容は教育委員会が決めておりますので、特段、プログラムや教室は組んでおられません。全然、民間スポーツ会社の専門性やノウハウを活用できず、赤字を出し続け、閉鎖になった。ですから、プールの利

用者に責任はなく、忠岡町に責任はあると思います。熊取町ではできているのに、なぜ忠岡町では赤字なのか。その反省が全くありません。

また、再開するとしても、さびついてしまった温水プールの機械設備の改修に幾ら要するのか、全くわかりません。平成8年オープンの熊取町では、20年近くになりますが、まだ温水プールの設備を使っておられます。大規模改修はしていません。片や、忠岡町は平成10年にオープンし、「とめたらさびるよ」とあれだけ言われていたのに、やめてしまって、今は使えない状態であります。責任は重大であります。温水プールを再開するのに、その修理代を住民の税金を投入するとなると理解は得られるでしょうか。赤字を出してきた運営責任、そして修理しないと使えなくしてしまった責任は免れないと思います。どうですか。再開の必要性はおわかりだということを前提に、この話はさせていただいております。直接の担当が教育部ですので、教育部長さんより、温水プールの再開について今現在どのようにお考えでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

教育委員会（長屋 孝之教育部長兼教育総務課長）

議長。

議長（前田 弘議長）

長屋部長。

教育委員会（長屋 孝之教育部長兼教育総務課長）

仰せのとおり温水プールを、今おっしゃっていただきましたように平成22年9月ですかね、10月から財政健全化ということで取り組みをしてきたわけでございます。財政健全化ということで今までやってきまして、非常に利用されている今までの方に心苦しく、残念でございます。

今、このプールについての必要性は、教育委員会としてはまず住民の皆さん方の健康増進のため、また心身リフレッシュのためということで、平成10年にオープンしたんですが、私も当初は、担当として、ある高齢の方が、当時は忠岡病院があったんですが、忠岡病院に行っていて、つえをついて来られていました。ところが、「プールに入ったら、長屋さん、私、もうつえがなくなりました」というところで、本当にこのプールの効用というのは私個人的にも非常にいいものだと思っています。ただ、今財政健全化等々で、今こういう形でなっております。

今後、再開云々等は、ちょっとまだ財政の好転というような条件がつくかと思うんですけども、今熊取町さんのひまわりドームのような非常に参考になるようなものもございまして、今後、日々の中で委託の方法なり、もし再開となれば今以上の住民サービスのプールでのサービス提供というのが必要になっているかと思っておりますので、それは日々充実できるように考えていきたいと、かように思っておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

教育部長さんは必要性については十分理解しているということではありますが、再開といっても財政が好転するというのは、忠岡町の10カ年の見通しでは、平成30年以降でないと好転しないという予測であります。そこからまた考えていくということですが、ひょっとして財政健全化で1,500万円かけた以上に修理費にかかるという場合もあり得るんじゃないでしょうか。これだったら財政健全化になっていたのかということに結果的にはなってしまう。住民の税金を投入するというのも、こんなことはわかっていたことなのにとめてしまったわけですから、やはりそこは大きな問題となると思います。

ですから、ここは提案ですけど、本当は責任をとって、当時閉めた方ということになるんですけども、ちょうど私、提案したいと思いますけど、財源をどうするのか。忠岡町民の税金を投入せずに温水プールを再開させる方法を提案したいと思います。

それはこれですね。今、安倍政権が地方版総合戦略ですね、それをつくれということで、27年度から5カ年の計画を忠岡町もこれから策定するということでもあります。地方を疲弊させておいて地方創生とかいうのもちょっと勝手な話で、使い勝手の悪い、人口がふえるような計画でないといけないという制約があるというばらまきですけども、それに温水プール、スポーツセンターを中心にしたまちづくりで人口の定着、移住、そういった健康増進、雇用をふやしていくということも可能ではないかというふうに思います。

先行型で既に「プレミアム商品券」や、忠岡町に家を買って引っ越してくる子育て世帯に、20万円上限の補助を50世帯、年間、1,000万円予算を組まれております。こういったものが国から来るということでもありますので、計画して請求すればお金が来るということですから、そういう事業ですので、この地方版総合戦略計画に温水プール、これを位置づける、まちづくりの中に位置づけが非常に低かったんで閉鎖ということになりましたが、今度はきっちりと位置づけていくということをされたらどうかと。

そこで、直接の担当課に、担当課というのはこの「まち・ひと・しごと創生」の人口長期ビジョンと総合戦略を担当している担当課にお聞きをいたしますが、温水プールの再開を含めての、これは全くの対象外と、箸にも棒にもかからんというものなのかどうか、その点についてお聞きをしたいと思います。どうでしょうか。

町長公室（柏原 憲一次長）

議長。

議長（前田 弘議長）

柏原次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

今、地方創生に係る財源を用いてというご質問がございました。地方創生に係る本町の取り組みといたしましては、今議員のお話にあったとおり、地方消費喚起型のプレミアムつき商品券事業、また地方創生先行型事業といたしまして総合戦略策定事業などの6つの事業を本年度実施する予定にいたしております。

ただ、次年度以降につきましての補助金、あるいはそれらの具体的な内容が今現在、国のほうからまだ示されておりませんので、今のところその財源を充てることについてはちょっとお答えできる状況ではございませんが、地方創生に係る取り組みにつきましては、現在策定中の忠岡町総合戦略の中において検討し示してまいるところでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

今、12月までに策定しないと新年度の予算に間に合わないから、12月までには絶対完成させるというものだと思いますので、これは今言っておかないと、9月の議会でこれを言っても入らないと思いますので、今申し上げました。これはぜひちゃんと決めた責任、町民の財産をつぶしてしまった責任というのをちゃんととるために、ここに位置づけるかどうかというのはやっぱり真剣に考えていただかないといけないと思います。これで入らなかったら、あと忠岡町で再開するお金を丸々、補助も何もないところで修理に出してやらないかんということが待っているわけですから、それを真剣に考えていただきたいと思います。

知恵を使うのが町の職員、町長ではないかと思えます。責任を免れないということをやっと厳しく申し上げましたが、今回の総合戦略に位置づけて、まちづくりの中心にこのスポーツセンターで位置づけていくということをぜひ検討していただいて、平成30年度には、もう5年たったら財政は全然、お金を引っこ抜いて、つかないかもしれないという、そういう不安もあるでしょうから、財政が好転したときに引き続きここから運営が続けていけるようにということで、これほど合理的な考え方はないと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思えます。その点一言、時間が余りありませんので、町長さん、ご検討いただけるでしょうか。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

財政の健全化を続けていくということには、あらゆる面で検討していきたいと思えます。朝から採用の問題も、「人を雇え」とかいろんなことを言われておりますので、あれ

やこれやと聞いていくとやっぱり毎年2億円ぐらい欲しいなど。そのためには2億円ぐらいの固定資産税の会社が来てほしいというのが、私の今のところですよ。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

私の聞いたことに答えていないですよ。検討されるんですかと。ほかの人の話はほかの人の話で、これについてはどうなのかと聞いているんですから、はぐらかさないで検討してね。検討するという事すらも、しないのかするののかということ、じゃあ私、お聞きします。これはちょっと町長、はっきり言ってください。

議長（前田 弘議長）

町長

町長（和田 吉衛町長）

それ、ちょっと見てないので検討しようもないんですが、戦略会議の中でいろいろ項目が上がってくると思いますから、広く深く、簡単に実行していきたいと思っております。

5番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

この総合戦略のためのアンケートを取られるそうですから、そういった項目もきちんと担当課は入れるようにということで、アンケートの項目も取らないで、要望ありませんと言ったら怒りますよ。やっぱりこの要求というのはまだあるということで、そういったことを入れていくように、ぜひお願いいたします。

次に移ります。本町の町民グラウンドのトイレが壊されたまま改修されていないので、その修理についてお聞きいたします。

5月の初め、住民から言われ、見に行きました。町民グラウンドの女子トイレの、男子トイレもですけど、上のガラスが全部割られていました。はめ込みの分厚いガラスも全部割られており、手洗いの洗面台が、3つのうち真ん中が取られて割られて、撤去されていると。女子トイレ、外側から青少年センターのほうからのぞこうと思ったら、ガラスが割れてますので中が見えます。そういう状況で、男子トイレも同様であります。月から金は、平日はトイレは閉鎖されておりまして、土・日はあいておりますが、キックベースボールの練習に小学生の女の子が来ていました。土曜日、トイレを利用しました。こんなガラスが割れたままのトイレを使用させていることに、大人として心が痛みました。子供た

ちが平気でこれを使えるようになってしまっただけというふうには思いません。無意識に心に受けている傷というのはやっぱりあると思います。子供の成長にかかわる仕事をしている教育委員会の管理施設が、このままでよいのかということでもあります。

公共施設が壊されたら全国自治体の保険で補償してもらっているのに、これは1回の補償金額がちょっと少額で対象でない、それが繰り返されて、全部壊れてきたということでもありますから、請求できていないということだそうでもあります。意図的に壊したというのが、人物が特定できないので、相手に請求できないということでもあります。このままでいいのかということと、今後の管理も考えていかないといけないということも含めて早急に改修をされるということをお願いしたいと思います。担当部長のお答えをいただきたいと思っています。

教育委員会（長屋 孝之教育部長兼教育総務課長）

議長。

議長（前田 弘議長）

長屋部長。

教育委員会（長屋 孝之教育部長兼教育総務課長）

仰せのとおり、左のあのトイレでございます。私も決してあのようなままにしておくとは思っておりません。本日この場では、今おっしゃった改修等の内容なんですけども、トイレをどないしていくか、先ほどの温水プール等の話もありますけども、お金を引っ張ってくる方法も考えていきながら、このきょうの場ではいつやるかというのはちょっと述べられませんが、前向きに検討していきたいと、かように思っておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

ぜひ前向きに検討していただいて、このまま放置するというのは管理責任が問われますので、ぜひ修理を一日も早くしていただきますよう、よろしくお願いします。

次に、国民健康保険の保険料の引き下げについて質問いたします。

府下でも高い本町の国保料を引き下げられることということでもあります。昨日、国保運営協議会が開かれました。7月の本算定ですが、本町の国保料本算定はどのようなか。担当部長よりお答えをいただきたいと思っています。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）



今年度本算定の保険料につきましては、昨日、国保運営協議会において審議していただき、決定したところでございます。保険料の算定につきましては、医療費の見込みと、それに応じた国・府の補助金や加入者の人数及び所得などを考慮して決定いたします。

本年度は国において基盤安定の保険者支援制度が拡充され、本町の今年度の前期高齢者交付金の精算がプラスとなっておりますので、保険料を引き下げる要因でございます。保険料率を下げるべく試算いたしましたが、予想以上に前年の所得が減少していること、1人当たりの医療費が年々増加していることなどから、大幅な引き下げはできませんでした。

所得200万円の40歳代夫婦と子供2人の4人家族のモデル世帯で、近年の保険料の推移を説明いたしますと、平成25年度には賦課割合を変更しましたので、年間1万円程度下がりました。また、平成26年度には国の法定軽減の2割軽減が拡大され、その対象世帯となりましたので3万5,000円と大幅に下がりました。そして平成27年度、今年度はさらに3,000円程度下がります。保険料は、平成20年度以降は大幅な改定はしておりません。毎年、前年度並みの保険料率で算定しており、赤字となることを覚悟で決定しておりますので、ただ、賦課限度額は毎年見直しを行い、ご負担はいただいております。

以上のことから、現在の国保料の財政状況を鑑みますと、保険料の大幅な引き下げは難しく思われますので、どうぞご理解のほどお願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

担当課としては、本当に負担はできないしということで努力をして、前年並みということで、この間も引き下げのための努力をいろいろと講じてきたということで、忠岡町の国保料、先ほど言ったモデル世帯、今から8年ほど前は大阪府下で1位となりました。そこから今は、平成26年度、昨年度は43市町村中13位というところにまでなっていますが、それでもやっぱり高いほうであります。

国の負担率が、国庫負担が50%から30%前後に減って、町の財政健全化で法定外繰り入れがゼロになったり少額になったということが、保険料引き上げになってきたというのが忠岡町の状況であります。しかし、町の繰り入れ、一般会計からの法定外繰り入れというものがやはりまだまだ忠岡町は少ないということでもあります。繰り入れ額は加入者の1人当たり2,330円、43市町村中で26位。お隣の泉大津市が1人当たり5,915円、岸和田市5,339円、両隣と比べても半分以下ということでもありますので、やはりその分だけでも高い理由の1つでもあろうかと思えます。

ということで、引き上げはしないけれども、前年並みということにとどまったのは、やはりこの一般会計からの繰り入れというものをもう少しふやして、引き下げのために努力をするということが一般会計側の、町長のほうに努力が足りないのではないかとということで思いますので、一般会計からの繰り入れをふやして、引き下げに努力されたいということをお聞きいたしますが、残りが8分ですので、町長が長々としゃべりありますので続きの質問ができませんので、努力を求めたいということで、努力されるということですので、次の質問に移りたいと思います。

国保の2つ目が、国保の財政運営の都道府県単位化が、改悪医療保険法によって平成30年度から実施をされます。しかし、保険料は高いほうへ平準化するというのをちょっと指摘しながら質問したいと思います。

平成30年度から単位化になりますけれども、どうなるのかということなんですが、広域化方針を大阪府は2010年度にさきに策定しまして、そういった府が交付する特別調整交付金を、一般会計から引き下げのために入れているのは不適正だということでマイナス10点とか、いろいろそういう意図を持った点数で特別調整交付金を削ってきたということがあります。

またことし、27年度から保険財政共同安定化事業、レセプト1円から共同化され、交付金と拠出金の差が出てくるところが多く、先ほど部長がおっしゃったように忠岡町はこの影響は余りないというか、黒字になって、現在はですが、赤字のところはほとんどであります。一番得するのは大阪市であります。大阪市のために皆さんほかの市町村が損をするという仕組みになっているようであります。

たまたま本町は、25年度決算から導き出したシミュレーションによると黒字になるということですが、いつどうなるかわからなくて。平成30年度単位化になれば分賦金という、大阪府への上納金が府から請求され、保険料の決定は市町村ごとに決めていいですよといいますが、上納金は頭をそろえて納めなさいということでもありますので、その不足分をどうするかというところが大きな問題になってくると。一般会計から入れてはだめだということでは言われていますので、こうなりますと本町への影響はどのような影響が出てくるのでしょうか、担当部長よりお答えいただきたいと思います。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

本年5月27日に参議院で可決・成立し、29日に公布されました改正法では、都道府県が市町村とともに国保の共同保険者となるよう見直し、市町村は引き続き保険料の賦課徴収や、保険給付や資格管理などを担うとされております。

国が都道府県化を進める施策として、平成27年度から保険財政共同安定化事業が1円の医療費から対象となり、事業費が昨年比3倍になっております。この拠出金の拠出

割合は、国の都道府県化に先駆けて策定した大阪府広域化支援方針に定められ、過去3年間の医療費割4分の1、保険者割2分の1、所得割4分の1となっており、平成25年の医療費ベースのシミュレーションでは、本町は交付金超過となっております。平成26年度は交付金超過となり、黒字要因でありました。保険料につきましては標準化を進めていきますが、受けられる医療サービスの水準に地域格差がある現状に鑑み、受けられる医療サービスに見合わない保険料負担とならないよう配慮するとあります。

また、低所得者の保険料につきましては、地域創生の観点からも検討を重ねていくと明言されております。現時点におきましては以上の大まかなことしかわかりませんので、どうぞご理解のほどお願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

今後どうなるかわからないということではありますが、実際に、ことしから収支が、拠出金と交付金の収支の差が赤になったからといって、高槻市、吹田市、交野市、摂津市などは標準化の影響ということで、保険料値上げになってきております。大阪市は得をしているのに値上げをしているという、そういうひどいところではありますが、そういった影響が出てきていると。大阪府の広域化で国保料が下がると、2010年度、そんなことを言われていましたが、実は高いほうへ標準化していくということの影響が今も既に出てきているということでもあります。このことを指摘しまして、こんなことはやめるべきだと国に対しても求めていただきたいと思っております。

時間がありませんので、4つ目の入札制度の改善について質問いたします。

最低制限価格の事前公表をなぜしないのかということ、さきに杉原議員が質問されましたので、重複を避けますが、これまで設計金額はわからないですけれども、事後公表で最低制限価格の、本当にそこにぎりぎりで落札しているということを問題に取り上げてまいりました。

しかし、だから最低制限価格、漏れているんじゃないか、町長からか職員からか事業者からか、どこから漏れているんかわからないではないかということも指摘させていただいたら、最近は大きな工事は実は最低制限価格でなく予定価格のマックス、例えば仮称忠岡町総合福祉センター整備工事は25年ですけれども、2億5,882万6,000円の予定価格なのに2億5,600万円で落札がされて、落札率98.9%、2億を超える分、98.9%、また忠岡中学校の給食棟の建築工事、26年度ですかね、これも2億2,164万8,000円の予定価格ですが、落札金額は2億1,200万円、95.6%ということでもあります。ちょっと目についたものだけでも、大きな価格のものについては最低

制限価格ではなく、実は予定価格、マックス目いっぱい落札されているという事態となっていることはご存じだと思います。

ですから、これは最低制限価格、予定価格、そういったものも全部ばれているんじゃないかということを前提に、最低制限価格の事前公表をされるということが必要ではないかということと、あと法的拘束力のない国の通達を、あたかもこれが来ているからできないのでというのは、法的拘束力がないので、ほかの市や町は最低制限価格をそのまま公表しております。罰則もございません。ですから、忠岡町も公表すべき。そして、指名競争入札というのは特例でありますので、それをやめて、本来あるべき姿の制限つき一般競争入札をなぜしないのか、このことについて質問をしたいと思います。答弁を担当部長さんよりお願いいたします。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

いろいろとおっしゃられまして、最後の指名入札から一般競争入札の部分だけがやたらと、ちょっと今耳に残っているんですけども、途中が聞きとれなかったのですが。

5番（是枝 綾子議員）

法的拘束力のない国の通達を絶対的なものとするというふうに答弁されて、法的拘束力がないと町は答弁されているので、それは理由にならないから公表しなさいということと、あと、指名競争入札は特例だから、本来あるべき、制限つきでもいいですが、一般競争入札になぜしないのかということをお聞きしております。

3点目は、ホームページで公開されよということも質問通告が出ておりますので、さかのぼってしていただきたいということは通告してありますので、その3点、お願いいたします。

町長公室（原田 毅公室長）

はい。

議長（前田 弘議長）

公室長、どうぞ。答弁をもって終了します。

町長公室（原田 毅公室長）

まず、一般質問いただいております入札結果のホームページでの公表ということでございますけれども、これにつきましては本年の4月以降の部分をお知らせしていただいているところでございます。過去の部分というのもございますので、これにつきましては整理がつき次第掲載させていただくということでさせていただきます。

それから、指名競争入札から制限つき一般競争入札へということでございまして、まだ

今のところこれについてお答えを持ち合わせしておりませんが、これについても当然おっしゃられていることですので、検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、午前中にもご質問いただいておりますけれども、国の通達につきましての内容でございますけれども、実際にやっているところとやっていないところがございまして、その中でも実際に事前公表を行っているというところについては、その中でさまざまな例外が生じてきているというのが事実であるというところがございまして、私どもも、実際には私どもしてないわけでございますけれども、そういうことが生じるであろうということで大阪府にも教えていただいたというようなところでございまして、そのあたりで今後いろいろとまた検討していくことは当然必要かなというふうには考えております。

議長（前田 弘議長）

以上で、是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終わります。

議長（前田 弘議長）

議事の都合によりまして暫時休憩をいたします。14時55分から再開いたします。

（「午後2時45分」休憩）

議長（前田 弘議長）

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

（「午後2時55分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前田 弘議長）

傍聴席の方々が、ちょっと聞こえにくいということでございますので、理事者側の方はもう少し大きな声で答弁、発言をしていただきたいと思いますように思います。よろしくお願いいたします。

議長（前田 弘議長）

日程第5 報告第2号「繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

平成26年度一般会計予算において、計上いたしました地域消費喚起・生活支援型交付金活用事業費をはじめ、地方創生先行型交付金活用事業費、地域福祉計画策定業務委託料、保育所耐震診断委託料及び幼稚園耐震診断委託料については、平成26年度内に完了ができず、今般、繰越明許費の確定により繰越明許費繰越計算書を報告する次第でございます。

どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、報告第2号を終わります。

議長（前田 弘議長）

日程第6 報告第3号「繰越明許費繰越計算書の報告について（介護保険特別会計）」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

平成26年度介護保険特別会計予算において、計上いたしました社会保障・税番号制度システム改修委託料については、平成26年度内に完了ができず、今般、繰越明許費の確定により繰越明許費繰越計算書を報告する次第でございます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

本件はマイナンバー制度にかかわる問題ですから、公室長さんにお聞きしたいと思います。マイナンバーは赤ちゃんからお年寄りまで、住民登録をしている方全員に、生涯変えられない原則12桁の番号をつけて、その人の納税や社会保障給付など、全ての情報を国が管理し、行政手続などで活用する仕組みになっています。ことしの10月に忠岡町からも簡易書留で番号を通知するカードが住民に届けられ、来年1月から運用を開始する計画だというふうに言われております。

マイナンバーそのものの目的というのは、うたわれているように国民の利便性向上などではありません。国が国民の所得、資産を効率的に把握して、徴税を強化すると同時に、過剰な社会保障給付を受けていないかをチェックするためのものであります。しかし、ここには肝心の富裕層の資産隠し、この逃げ道を追及するという大事な仕組みは載っておりません。監視対象は専ら一般の国民です。おまけに3兆円市場と言われるマイナンバー普及に沸き立つのは、財界、企業です。

2013年成立の現行法の利用対象、当初は税と社会保障、災害対策、これに限ると言われていたんです。ところが、国会の審議の中で、改定法案にはメタボ健診、銀行預金口座などにも使える方針が盛り込まれてしまいました。安倍首相は、5月29日の産業競争力会議では、医療分野への利用の拡大、民間分野での利用の加速化、こんなことまで指示しているんですね。一体、このマイナンバーにはどんな情報が盛り込まれるか。莫大な個人情報、本来は秘密にしておかなければならないものまで、どこまで限定なく盛り込まれてくるというのが、今の流れです。

そんな流れの中で何が起こったかといえば、社会保障の年金の情報の流出です。どんなにセキュリティーをかけていても漏れるときは漏れる。機械のせいで漏れる場合もあれば扱う人間のせいで漏れる場合もある。これは単にその人が漏らすというのではなくて、それを仕掛けてきて、情報を盗み取って利用する、もうけにしようというハッカー集団が背景にあるからですね。こんな危険なような状態のものをこのままやっていたらどうか、その点についてまず担当部長よりお聞かせを願いたいと思います。

町長公室（柏原 憲一次長）

議長。

議長（前田 弘議長）

柏原次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

マイナンバーに関するご質問でございますが、マイナンバーにつきましては国民生活にとって重要な基盤となる制度であるため、個人情報の保護等にも万全を期して、番号の制度の利用に、開始に向けて準備しているところでございます。

今のところ、年金の情報漏洩等がございましたが、スケジュール等には変更なく、国のほうからも特段の変更の通知もございませんので、本町におきましても予定どおり、おくれることなく作業を進めてまいりたいと考えております。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

その際に、国が安全だと言っているというんですが、本当に安全かどうかは、国自身が慌てているんでしょう。年金の情報が流出して大変なことになっていると。被害者まで出ているんですね。国がそんな、安心してお進め願いたいなどと言える代物でないことは確かです。

今、次長さんはおっしゃったんやけどね、国民の利便性なんていうのは、公的年金の申請のときに複数の書類をそろえる手間が省ける、これを宣伝していますが、国民の利便性って、そんなものですよ。あとは国の都合、もっと言えばその国を介して3兆円市場でもうける企業の都合、こうしたものだということはしっかりと踏まえていただいて対応していただきたいと思うんです。ほんまに安全なのかというのは、ほんま確認してほしいと思ってるんです。

いつもこの話が出れば、「紀陽銀行のシステムはクラウド方式やから安全ですよ」などと言っていますが、セキュリティーというのは機械で漏れる場合もあるし、人間の操作で漏れる場合もあるんです。

これはネットで調べた産経新聞の情報ですが、2014年の第3四半期、国内で遠隔操作で情報を標的にされたサイバー攻撃というのは、7倍にふえているというんです。7倍ですよ。今度やったらもっとふえるかもしれない。ふえるというのは、それがもうけにつながるからです。昔はいたずらでよくやっていましたが、今はもうけるため。だから政府機関のところでも狙われたのは年金でしょう。銀行がやられている。アメリカなんかでは政府の職員の情報が抜かれているんです。日本の国税庁に当たる米国の国内歳入庁というところのコスキネン長官というのは「この詐欺を防止するのは非常に難しい」と言うてるんです。つまり、また起こるといっているんですね。それぐらいひどい状態が、これは同じニューヨークタイムズでも「世界30カ国の銀行100社余りが高度なサ



イバー攻撃を受けて、3億ドル、360億円の被害が出ている」と書いているんですよ。いわば紀陽銀行のクラスのセキュリティーでこれが回避できるかといったら、世界で著名なところがいかれているんですから、そんなものが安全だというふうに本当に言い切れるんでしょうか。

私たちはそんな危ないものに、個人の大事な情報、それも先ほど申し上げました、いっぱい詰まったやつが抜かれて、何に使われるかわからん、こういうふうなものは「これは危険ですよ。どうしたらいいんですか」というのは、国に言われるだけじゃなしに、国にちゃんと確認していただきたい。本当に安全だと言えるような条件をつくってから進めるというのが必要なことではないかと思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（柏原 憲一次長）

議長

議長（前田 弘議長）

柏原次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

マイナンバーシステムの情報管理、セキュリティーでございますが、国におきましてはシステムあるいは制度の両面からさまざまな安全対策が講じられているというふうにお聞きしております。システム運用につきましては、先ほどもありましたが、いわゆる個人情報是一元管理せず、例えば国税は税務署に、例えばそのほか児童手当などについては市町村にということで、これまでどおり情報については分散管理してまいるというところでございます。

それから、例えばそのほかにもですが、情報ネットワークシステムを利用した情報提供に際しましては、個人番号そのものを使うことなく、別の方法を使用すること、またアクセス制御ということでアクセスできるものを制限管理すること、またそのほか情報通信につきましては暗号化して通信を行うというふうに聞いているところでございます。また制度面につきましても、国のほうでは特定個人情報保護委員会による監視・監督や、また不当な行為を抑止するための罰則などの規定の整備についても制度が講じられているというところでございます。

また、さきの日本年金機構の個人情報の流出問題を受けまして、サイバー対策といたしまして、新たに自治体ネットワークの監視組織の新設と。これは最近、新聞報道でもあったかと思いますが、そういうような対策をしていくというふうに聞いているところでございます。

このように国におきましても、サイバー攻撃が日々巧妙化するなどしていることから、引き続き対策を強化させていくものと思われまますので、現時点では安全が確保されているというふうに考えております。

また、本町の総合行政システムにつきましても、引き続きセキュリティー対策について

は万全を期してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

万全を期していると言っても、これは柏原さんにあと問題が起こったら責任とってもらおうということではないんですよ。国が言うてきたからというて、その言うてきた国が最初に情報を抜き取られているんでしょう。それから対策を立てた。どこでも立ててますよ。立ててますが、今柏原次長自身が言われたように、サイバー攻撃というのはいつもセキュリティの一步先を行っているんですよ。だから対策が立ったら、また次の新しいサイバー攻撃がやられて、先ほどお話ししましたように世界の銀行でもやられているんですよ。これは一番大事なところやからね、本人らは必死で防衛していると思いますよ。そんなところだってやられるんですよ。

アメリカの政府の機関だってやられている。ペンタゴンだってやられたんでしょう、あれ。そんなところまで抜けるような危険なものをいっぱいいっぱい詰め込んで運営したらどうなります。これは各会社にも全部情報が行くわけですね。そこに情報がつながっていくんでしょう。中小企業や大きな企業でもね、そこから情報を抜かれて、忠岡町の情報がついていくというようなこと、あるわけでしょう。そこにつながっているわけですから。

ちゃんとその辺は、国が責任を持って本当にできるんかどうかね。今の段階で言っているんやったら、本当に大丈夫かというのは疑いますよ。それはほんまに責任を持てるようにちゃんとした回答をいただいてほしいと思うんです。いただいた上でないと、「10月からやります」とか「1月から運用します」と言うたって、そんな危ないものに任せられない。その点は運用までにはぜひちゃんとした回答を出してもらおうようにしてくださいね。よろしいですか。

議長（前田 弘議長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今おっしゃられたとおり、大変危険なところというものもございます。ただ、国の施策でございまして、当然、国が危ない中で出発というのは考えられないと私ども思いますので、そのあたり国の動きを注視しながら考えてまいりたい。危ない中では私どもも当然参加は考えたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（前田 弘議長）

他に、ご質疑ありませんか。

5番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（前田 弘議長）

どうぞ。

5 番（是枝 綾子議員）

今回、この社会保障・税番号制度システムの改修は、他の課ですね。これは介護保険会計だけなんですけれども、他の課は既に実施をされているんですが、26年度の分を繰越明許、介護保険のほうでされた理由は何でしょうか。何で繰越明許になったんでしょうか。介護保険の分。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

繰り越し処理につきましては、平成26年12月に出た標準レイアウト、平成27年1月に社会保障分野における税番号制度の導入に向けての新たな仕様が公開されたことから、これに対応するための再設計に時間を要することになりましたので、繰り越しするものでございます。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

新たな仕様がというのが、その中身がちょっとどんなものかというのがわからないんですけれども、どこがどう変わったんでしょうか。一言で簡単にこの部分ですというのがわかりましたら。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

データベースにおけるデータの項目が追加されたということを知り及んでおります。

議長（前田 弘議長）

是枝委員。

5 番（是枝 綾子議員）

データの項目が追加ということですから、いっぱいひもづけできるように項目が、空きというんですか、そういうところが空白の部分がいっぱい項目ができるように国のほうが生きてきたということなんです。そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

健康福祉部（萬野 義則部長）

部長。

議長（前田 弘議長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野 義則部長）

そういうことでございます。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

ここからはまた社会保障・税番号制度システムそのものの分でちょっとお聞きしたいんですが、いっぱい項目がつけられるように、ふやされたというところが非常にみそで、今後いろんなことに活用しようということで、いろんなものをひっつけようということでされたんやと。そのためにちょっとおくれたということがわかったので、一番のやっぱり基本は年金とか社会保障、税のところでありますので、それ以外にもそこから活用されるという不安が、今ちょっと聞いていて思いました。

本町は紀陽情報システムのほうに委託をされていますけれども、本町の紀陽情報システムのセキュリティーはどのようになっているのかということと、この忠岡町役場の中でもこれを使って各課がやりとりしたり、各いろんなところとやりとりしたりとされると思いますので、役場内のセキュリティーについてはどういうふうに対策をとられていくのでしょうか。

町長公室（柏原 憲一次長）

はい。

議長（前田 弘議長）

次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

本町の自治体のクラウドシステム、いわゆる先ほど言いました本町の住民系列のシステムのセキュリティーでございますが、通信回線といたしましてはインターネット回線は一切使っておりません。いわゆる専用回線としております。また、データセンター内に設置しておりますファイアウォールによりまして、本町とデータセンター間におきましては、お互いの認証を行うことで、他の機器からの不正な接続ですとか侵入を防ぐ措置を講じているというところでございます。

さらに、データ通信につきましては、通信相手となるコンピューターとの相互認証と、通信を行う際にはデータを暗号化して送信するというふうなことも行っているところでございます。また、各課にありますそれぞれの端末でございますが、もちろん各端末にはそれぞれウイルス対策のソフトによる措置を講じるとともに、専用媒体の使用などによりデータの流出防止にも努めているところでございます。

以上でございます。

5番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（前田 弘議長）

はい。

5番（是枝 綾子議員）

聞くと、何か「しっかりしてます」ということなんですけれども、実は年金機構の情報が流出してしまったというところも、日本年金機構も来年1月からのこの部分のシステムについては安全ですという評価を、まあ言うたらしめてたということなのに、実際にはこうなったということで、評価書というのをつくるんですね。何かそれぞれね。忠岡町もつくりなあかんのかもしれないんですけど、評価書によると、技術的対策とか事故発生時手順の策定・周知、従業者に対する教育・啓発など、現行の漏洩対策も含まれていて、もちろん大丈夫ですというふうに評価をしていた。「従業員の教育、大丈夫です」と言うて、従業員のところから、日本年金機構の従業員の端末から漏れていたわけですよ。ウイルスがついたのをあけて。

ということなので、こういうウイルスなどの駆除または遠隔を行うソフトウェアを導入しているということで評価、技術的には大丈夫だということで、職員教育では毎年度研修をやっているとかいうことでね。だけど、やっぱり職員が標的型メールの添付ファイルを開いてしまって、システムがウイルス感染して、新型ウイルスを検知できず、対応がおくれ、大量の情報流出を招いたということになっているので、万全だというふうにしておいても、やっぱり日本年金機構の例からして流出してしまうということもあるということで、絶対大丈夫やということではないということであるんです。

その影響で、年金の情報流出した人が101万4,653人で、一番多かったのは大阪なんですって。9万6,884人。忠岡町の人も入っているかもしれませんが、日本年金機構が発表された数がそうだということでもありますので、公のところというのは結構お金もきっちり取って、対策もとれているところであるにもかかわらず、こうだと。

一番不安なのは、行政とかはきっちりと対応をとれるけれども、企業ですね。中小企業とか、それは税ですから、社会保障の保険料を納付せなあかん、税を納めなあかん、企業が管理するところからどんどん漏れていくという不安があります。「そこまで役場に言われると困る」というけれども、やっぱり忠岡の町内のそういう企業だって、これを管理せなあかん。今困っていると思います。そんな対策とれないということで、お金をやっぱりそんな毎月何十万も払えない。年間で何百万、それはやっぱり大変やと思います。でも、従業員を雇ってやっているところは、これをせなあかんのです。

ということで、そのところで、「忠岡町役場はやっています」と言うけど、やっぱり漏れるということ的前提を考えていけないといけない制度だということと、あと町内の中小企業なんかも、これは本当に困っていると。

アンケートを国が取りはったんですけれど、中小企業、これは日本情報経済社会推進協会というところが、中小企業3,495社を対象に、3月から5月に実施した調査では、マイナンバー対応に取り組んでいる企業はたった3%なんですね。「何をすべきかわからない」が41%で多くて、あと「何も着手していない」と合わせると69%が「何もしていない」ということなんですけど、やっぱり企業は従業員の所得税源泉徴収のために管理するけど、ここが怖いと。情報流出のリスクをここで、役所もやけど、やっぱり中小企業のところでも大変やということでもあります。だから、役所だけ大丈夫ですと言うてても、やっぱり企業というてもブラック企業もありますから、そういったところから漏れていく心配があるなということで、これは延期すべきというふうに思います。

そこで、「ウイルス対策は大丈夫です」というけど、やはり十分とっても漏れるということを入念に入れて対応しないといけないんじゃないかというふうに、忠岡町から漏れたということにならないようにということで、十分な準備期間を持てるように延期を求めているとお願いしたいと思いますが、その点どうでしょうか。国のほうにも、こういう状況やからということで求めているとお願いしたいと思いますが、その点、どうでしょうか。求めているだけではないでしょうか。

町長公室（柏原 憲一次長）

はい。

議長（前田 弘議長）

柏原次長。

町長公室（柏原 憲一次長）

先ほども申しましたように、本町の場合、いろいろな対策を講じているところでございます。職員向けにつきましては、日ごろからいろんな注意を払うということで周知徹底しておりますが、さきの年金問題の流出を受けまして、さらなる注意喚起をしたところでございます。

延期云々でございますが、今のところは先ほど答弁させていただいたとおりでございますが、今のところは予定どおり進めていくところでございますが、また進捗状況等につきましては、近隣の状況、あるいは国からの状況を見ながら進めていくということと、またシステム、セキュリティー関係につきましてはいろいろな機会を通じまして国のほうにも要望してまいりたいというふうに考えております。

議長（前田 弘議長）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、報告第3号を終わります。

議長（前田 弘議長）

日程第7 議案第29号「専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部改正）」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、町税条例等の一部改正でございまして、平成27年3月31日付をもって処分した次第でございます。

本件は、地方税法等の一部改正に伴い、法人町民税均等割の税率区分を整備すること、給与所得者等がふるさと納税をした際の確定申告を不要とすること、及び固定資産税の負担調整措置等を継続させること、また、平成27年度分から適用される軽自動車税の原動機付自転車等の税率の引き上げ開始日を平成28年4月1日とするものでございます。

どうぞ、よろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部改正）を採決いたします。

原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第8 議案第30号「専決処分の承認を求めることについて（平成26年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、平成26年度忠岡町一般会計補正予算でありまして、3月31日付けをもって処分した次第であります。

今回の補正予算は第7号で、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

歳入につきましては、第17款 繰入金におきまして、財政調整基金繰入金652万5,000円を減額、浜霊園事業特別会計繰入金652万5,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。



(「なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (前田 弘議長)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長 (前田 弘議長)

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(な し)

議長 (前田 弘議長)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (前田 弘議長)

これより、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度忠岡町一般会計補正予算(第7号))を採決いたします。

原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定しました。

議長 (前田 弘議長)

日程第9 議案第31号「専決処分の承認を求めることについて(平成26年度忠岡町浜霊園事業特別会計補正予算(第1号))」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (前田 弘議長)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。

議長 (前田 弘議長)

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、平成26年度忠岡町浜霊園事業特別会計補正予算でありまして、3月31日付けをもって処分した次第であります。

今回の補正予算は第1号で、補正予算額は665万円で、これを補正することにより、予算総額は1,040万8,000円となります。

歳入につきましては、第1款 使用料及び手数料で、霊園使用料既設分683万円、霊園管理手数料12万4,000円を計上、第3款 繰入金で、霊園基金繰入金110万8,000円を減額、第4款 繰越金で、前年度繰越金80万4,000円を計上。

歳出につきましては、第1款 総務費で、一般会計繰出金652万5,000円、霊園基金積立金12万5,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

1番（杉原 健士議員）

はい。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1番（杉原 健士議員）

全協のときも少しお尋ねさせていただきましたけれども、この会計から例の駐車場の用地借上料は出るのでしょうか。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

ちょっと手元に資料を持ってないんですけど、いわゆる霊園の横の駐車場ということで、27年度につきましては当然一般会計の中において予算化していると思います。

議長（前田 弘議長）

杉原議員、どうぞ。

1番（杉原 健士議員）

ということは、この浜霊園事業の会計からは使わないということでございますか。この会計は関係なしで、一般会計からということですか。この精算金どうのこうのの中には入っていない。わかりました。

議長（前田 弘議長）

前田部長、答弁してください。

住民部（前田 忠嘉部長）

27年度については、先ほど申し上げたとおり、一般会計のほうで組んでおります。よろしく願いいたします。

議長（前田 弘議長）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度忠岡町浜霊園事業特別会計補正予算（第1号））を採決いたします。

原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第10 議案第32号「専決処分の承認を求めることについて（平成27年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、平成27年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算でありまして、5月29日付けをもって処分した次第であります。

今回の補正予算は第1号で、補正予算額は、1億4,264万9,000円で、これを補正することにより、予算総額は24億7,766万3,000円となります。

歳入につきましては、第1款 国民健康保険料で、一般被保険者国民健康保険料医療給付費分現年分1億4,265万円を計上、第9款 繰越金で、前年度繰越金1,000円を減額。

歳出につきましては、第12款 繰上充用金で、平成26年度歳入歳出差引不足額を、繰上充用金により補填するため1億4,264万9,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号））を採決いたします。

原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第11 議案第33号「忠岡町公平委員会委員の選任について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第33号 忠岡町公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本町公平委員会委員、岡澤道彦氏は、平成27年7月31日をもって任期満了になりますので、引き続き、同委員として選任いたしたく、同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第33号 忠岡町公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第12 議案第34号「忠岡町公平委員会委員の選任について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第34号 忠岡町公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本件は、現在欠員となっております本町公平委員会委員に、岩崎幸志氏を選任いたしたく、同意を求めるものでございます。

同氏は、これまで、本町商工会青年部長や大阪府商工会青年部連合会副会長を歴任し、在任中は組織内における人事に関する識見を有し、人格ともに優れ、適任者と思われまので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第34号 忠岡町公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第13 議案第35号「手数料条例の一部改正について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第35号 手数料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の一部改正により、題名の改正及び管理規定が追加されたことに伴い、同法を引用している本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第35号 手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。



議長（前田 弘議長）

日程第14 議案第36号「忠岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第36号 忠岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布により、乳児4人以上を入所させる保育所における保育士の数の算定について、保健師又は看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすことができるとされたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第36号 忠岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第15 議案第37号「平成27年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第37号 平成27年度忠岡町一般会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、1億8,939万4,000円で、これを補正することにより、予算総額は67億3,539万4,000円となります。

歳入につきましては、第17款 繰入金で、財政調整基金繰入金6,870万8,000円を計上、第19款 諸収入で、コミュニティ助成事業補助金450万円、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金688万6,000円を計上、第20款 町債で、清掃施設整備事業債1億930万円を計上。

歳出につきましては、第2款 総務費で、地域防災組織育成事業補助金200万円、LED照明導入調査業務委託料688万6,000円を計上、第3款 民生費で、低所得者保険料軽減繰出金97万3,000円を計上、第4款 衛生費で、粗大ごみ破碎施設更新

工事に伴う生活環境影響調査業務委託料 2 1 6 万円、粗大ごみ破碎前処理業務委託料 1, 0 3 6 万 8, 0 0 0 円、粗大ごみ破碎施設更新工事に係る見積り審査業務委託料 1 6 万 2, 0 0 0 円、粗大ごみ破碎施設更新工事 1 億 4, 5 8 4 万 8, 0 0 0 円、クリーンセンター長期包括整備運営管理事業前年度精算金 4 9 1 万 5, 0 0 0 円、し尿処理業務委託に伴う生活環境影響調査業務委託料 1, 2 0 8 万 2, 0 0 0 円を計上、第 1 0 款 教育費で、給食用備品購入費 1 5 0 万円、一般コミュニティ助成事業補助金 2 5 0 万円を計上するものであります。

次に、債務負担行為の補正であります。LED防犯灯整備事業について、期間は平成 2 8 年度から平成 3 6 年度まで、限度額を 2, 5 9 2 万 9, 0 0 0 円と定めるものであります。

次に、地方債の補正につきましては、清掃施設整備事業債 1 億 9 3 0 万円の追加に伴い、限度額を 1 億 2, 0 7 0 万円に変更するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております日程第 1 5 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度忠岡町一般会計補正予算（第 1 号）については、会議規則第 3 9 条第 1 項の規定によって、総務事業常任委員会に付託することにしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認めます。

したがって、日程第 1 5 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度忠岡町一般会計補正予算（第 1 号）については、総務事業常任委員会に付託することに、決定いたしました。

本件に係る報告は、次期開会日にお願ひします。

議長（前田 弘議長）

日程第 1 6 議案第 3 8 号「平成 2 7 年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第38号 平成27年度忠岡町介護保険特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は第1号で、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

歳入につきましては、第1款 保険料で、特別徴収保険料346万8,000円、普通徴収保険料42万4,000円を減額、第3款 国庫支出金で、介護給付費負担金194万6,000円を計上、第5款 府支出金で、介護給付費負担金97万3,000円を計上、第7款 繰入金で、低所得者保険料軽減繰入金97万3,000円を計上するものがあります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第38号 平成27年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、議了したので、本日の会議を打ち切り、議事の都合によって、明日から7月6日までの11日間、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議なしと認めます。

よって、明日から7月6日までの11日間、休会することに決定いたしました。

次回、本会議は、来る7月7日午前10時より、再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。皆さん、ご苦労さんでございました。

（「午後4時00分」散会）